

1. 暴力行為の発生学校数、発生件数等		(校)	(校)	(件)	(人)	(人)
区分		(1) 学校総数	(2) 発生学校数	(3) 発生件数	(4) 加害児童生徒数	(5) (4)のうち、 2回以上の暴力行為を 行った児童生徒の人数
小学校	合計	1	1	5	5	0
	①対教師暴力		1	1	1	
	②生徒間暴力		1	4	4	
	③対人暴力		0	0	0	
	④器物損壊		0	0	0	
中学校	合計	0	0	0		
	①対教師暴力		0			
	②生徒間暴力		0			
	③対人暴力		0			
	④器物損壊		0			
高等学校	合計	0	0	0		
	①対教師暴力		0			
	②生徒間暴力		0			
	③対人暴力		0			
	④器物損壊		0			

(注1) 「発生件数」の欄は、各区分ごとに延べ数を記入する。

(注2) 「加害児童生徒数」の欄は、各区分ごとに実人数を記入する。

(例) 1人の加害児童生徒が対教師暴力を1回、生徒間暴力を2回起こした場合、以下のとおりとなる。

(3) 発生件数 「合計」：3回(自動算出)、「①対教師暴力」：1回、「②生徒間暴力」：2回

(4) 加害児童生徒数 「合計」：1人(手入力)、「①対教師暴力」：1人、「②生徒間暴力」：1人

(注3) 「生徒間暴力」について、加害・被害の別が判明しない児童生徒がいる場合には、加害児童生徒数に含めること。

(注4) 在籍児童生徒が起こしたものであることは明らかであるが、加害児童生徒を特定できない場合についても計上すること。この場合、発生件数1件、加害児童生徒数0人となる。

2. 学年別加害児童生徒数								(人)
区分	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計	
小学校	0	1	2	0	1	1	5	
中学校							0	
高等学校							0	

(注1) 実人数を記入すること。各学校種の「合計」の人数は「1. 暴力行為の発生学校数、発生件数等」の「(4) 加害児童生徒数」のうち、各学校種の「合計」欄の人数と一致するようにすること。

(注2) 高等学校定時制課程等の4年生以上は、4年生として扱うこと。単位制については、入学年度を1年次として、1年次、2年次、3年次、4年次以上をそれぞれ1年生、2年生、3年生、4年生として扱うこと。

3. 加害児童生徒に対する学校の措置別人数							(人)
区分	退学・転学 ※(注2)参照		(3) 停学 ※(注3)参照	(4) 出席停止 ※(注4)参照	(5) 自宅学習 自宅謹慎	(6) 訓告 ※(注5)参照	(7) 計
	(1) 懲戒処分 としての退学	(2) その他					
小学校		0		A		0	0
中学校				B			0
高等学校							0

(注1) 加害児童生徒全員を対象に、該当する項目がある場合に記入する。

(注2) 「(1) 懲戒処分としての退学」とは、校長が学校教育法施行規則第26条に定める懲戒処分としての「退学」であることを明示して行ったものをいう。

「(2) その他」とは、勸奨・申出による退学及び転学である。なお、公立学校における「(1) 懲戒処分としての退学」の「中学校」の区分については、中等教育学校及び学校教育法施行規則第26条第3項の併設型中学校のみが想定されている。

(注3) 「(3) 停学」とは、校長が学校教育法施行規則第26条に定める懲戒処分としての「停学」であることを明示して行ったものをいう。

(注4) 「(4) 出席停止」とは、学校教育法第35条、第49条又は第49条の8に基づく措置をいう。

(注5) 「(6) 訓告」とは、校長が学校教育法施行規則第26条に定める懲戒処分としての「訓告」であることを明示して行ったものをいう。事実上の懲戒として行われる単なる「叱責」等はこれに含まない。

(注6) 複数の措置をとった場合は、調査票の左側に位置する措置を選択すること。

調査Ⅱ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等

記入に当たって

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）。（以下「法」という。）第2条第1項）をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(注1) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、法が制定された趣旨を十分踏まえ、行為の対象となった者の立場に立つて行うこと。特に、いじめには多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かの判断に当たり、定義のうち「心身の苦痛を感じているもの」との部分に限定して解釈されることのないようにすること（例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。）。

(注2) 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒が有する何らかの人的関係を指す。

(注3) 「物理的な影響を与える行為」には、身体的な影響を与える行為のほか、金品をたかたり、物を隠したり、嫌なことを無理矢理させたりすることなども含まれる。

(注4) 「行為」には、「仲間外れ」や「無視」など、直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えるものも含まれる。

(注5) けんかやふざけ合い、暴力行為等についても、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

その他、本調査の記入に当たっては、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査 回答にあたっての留意事項」の「いじめの状況」に関する説明を十分に参照すること。

(2) 「いじめ」の中には当然、暴力行為に該当するものもあり、その場合には、暴力行為の状況の「生徒間暴力」の件数にも計上すること。

(3) いじめ児童生徒といじめられた児童生徒が異なる学校に在籍する場合、原則として、1、3、4、5、6、7、8（2）のいじめられた児童生徒の状況については、いじめられた児童生徒の在籍する学校が記入し、8（1）のいじめ児童生徒の状況については、いじめ児童生徒が在籍する学校において記入する。2については、警察に相談・通報した学校において記入することとして、学校間で連携を取りつつ記入すること。その際、いじめ児童生徒、いじめられた児童生徒双方が相談・通報した場合については、いじめられた児童生徒の在籍する学校が記入することとする。

区分	（校）		（件）	
	(1) 学校総数	(2) 認知した学校数	(3) 認知していない学校数	(4) 認知件数
小学校	1	1		4
中学校	0			
高等学校	0			
特別支援学校	0			

- (注1) 「(2) 認知した学校数」には、令和3年度間において、上記の定義に該当するいじめを1件以上認知した場合、「1」を記入する。複数の学校の児童生徒に係るいじめについては、いじめを受けた児童生徒の在籍する学校ごとにそれぞれ1校と扱う。「(3) 認知していない学校数」には、令和3年度間において、上記の定義に該当するいじめを一切認知しなかった場合、「1」を記入する。高等学校の全定併置校や通信制併設校等においては、全日制、定時制、通信制それぞれ1校として別々に計上すること。
- (注2) 「認知件数」には、令和3年度間において、上記の定義に該当するいじめを受けたことが認知された児童生徒ごとに1件として数える。この際、同一の児童生徒が異なる時期に別の児童生徒からいじめを受けていても1件として扱う。なお、いじめ児童生徒が他校の者である場合や特定できていない場合であっても、認知件数に含めること。高等学校の全定併置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制それぞれの数値を合計したものを記入すること。

2. 警察に相談・通報した件数		(件)
区分	いじめの認知件数のうち、警察に相談・通報した件数	
小学校	0	
中学校		
高等学校		
特別支援学校		

- (注1) 「いじめの認知件数のうち、警察に相談・通報した件数」は、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案や、いじめられている児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような事案等、学校が警察に相談・通報した件数を記入する。その際、「認知件数」1件に対して複数回数通報した場合についても1件と計上する。高等学校の全定併置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制それぞれの数値を合計したものを記入すること。なお、学校関与の下、いじめを受けた児童生徒の保護者等が被害届を提出した場合も件数に含める。

3. いじめの現在の状況

(件)

区分	(1) 解消しているもの (日常的に観察継続中)	(2) 解消に向けて取組中		(3) その他 ※(注3)参照	(4) 計
		いじめを認知してから 3か月以上経過 しているもの	いじめを認知してから 3か月 経過していないもの		
小学校	4	0	0	0	4
中学校					0
高等学校					0
特別支援学校					0

(注1) 「いじめの現在の状況」については、令和4年3月31日現在の状況を学校種ごとに記入すること。なお、卒業をもって直ちに「解消しているもの」と計上することがないように留意すること。

(注2) 「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- ① いじめに係る行為の解消；被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと；いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(注3) いじめの問題による就学校の指定変更、公立から私立、私立から公立などの転学や退学等、(1)、(2)に該当しないものは「(3) その他」に記入すること。

(注4) 各学校種の「(4) 計」の欄の件数は、「1. いじめを認知した学校数、いじめの認知件数」の認知件数とそれぞれ一致するようにすること。

(注5) 高等学校の全定併置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制それぞれの数値を合計したものを記入すること。

4. いじめの認知件数の学年別内訳

(件)

区 分		(1) 1年生	(2) 2年生	(3) 3年生	(4) 4年生	(5) 5年生	(6) 6年生	(7) 計
小学校		0	0	1	1	2	0	4
中学校								0
高等学校								0
特別支援学校	小学部							0
	中学部							0
	高等部							0

(注1) 高等学校定時制課程等の4年生以上は、4年生として扱うこと。単位制については、入学年度を1年次として、1年次、2年次、3年次、4年次以上をそれぞれ1年生、2年生、3年生、4年生として扱うこと。全定併置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制それぞれの数値を合計したものを記入すること。

(注2) 各学校種の「(7) 計」の欄の件数は、「1. いじめを認知した学校数、いじめの認知件数」の認知件数とそれぞれ一致すること。

(特別支援学校においては、小学部・中学部・高等部の合計が、「1. いじめを認知した学校数、いじめの認知件数」の特別支援学校の件数と一致すること。)

5. いじめの発見のきっかけ

(件)

区分		(1) 小学校	(2) 中学校	(3) 高等学校	(4) 特別支援学校
学校の教職員等が発見した。		2	0	0	0
内 訳	学級担任が発見した。	1			
	学級担任以外の教職員が発見した。 (養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く。)	0			
	養護教諭が発見した。	0			
	スクールカウンセラー等の相談員が発見した。	0			
	アンケート調査など学校の取組により発見した。	1			
学校の教職員以外からの情報により発見した。		2	0	0	0
内 訳	本人からの訴え	0			
	当該児童生徒（本人）の保護者からの訴え	2			
	児童生徒（本人を除く。）からの情報	0			
	保護者（本人の保護者を除く。）からの情報	0			
	地域の住民からの情報	0			
	学校以外の関係機関（相談機関を含む。）からの情報	0			
	その他（匿名による投書など）	0			
計		4	0	0	0

(注1) 各学校種の「計」の欄の件数は、「1. いじめを認知した学校数、いじめの認知件数」の認知件数とそれぞれ一致するようにすること。

(注2) 「学校の教職員等が発見した。」か「学校の教職員以外からの情報により発見した。」のいずれかを選択し、内訳について該当するものを一つ選択すること。

(注3) 高等学校の全定併置校や通信制併置校等は、全日制、定時制、通信制それぞれの数値を合計したものを記入すること。

6. いじめられた児童生徒の相談の状況

(件)

区分	(1) 小学校	(2) 中学校	(3) 高等学校	(4) 特別支援学校
学級担任に相談した。	4			
学級担任以外の教職員に相談した（養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く。）。	0			
養護教諭に相談した。	2			
スクールカウンセラー等の相談員に相談した。	0			
学校以外の相談機関に相談した（電話相談やメール等も含む。）。	0			
保護者や家族等に相談した。	4			
友人に相談した。	0			
その他の人（地域の人など）に相談した。	0			
誰にも相談していない。	0			
計	10	0	0	0

(注1) 複数選択を可とする。

(注2) 学校が当該児童生徒に対するいじめを認知した時点において、当該児童生徒が誰に相談しているのか、該当するものを選択すること。

(注3) 高等学校の全定併置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制それぞれの数値を合計したものを記入すること。

7. いじめの態様

(件)

区分	(1) 小学校	(2) 中学校	(3) 高等学校	(4) 特別支援学校
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	3			
仲間はずれ、集団による無視をされる。	1			
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	3			
ひどくぶつかられたりたたかれたり、蹴られたりする。	0			
金品をたかられる。	0			
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	1			
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	0			
パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	0			
その他	1			
計	9	0	0	0

(注1) 複数選択を可とする。

(注2) 1件のいじめであっても、複数の態様に該当する場合には、それぞれの項目に計上すること。

(注3) 高等学校の全定併置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制それぞれの数値を合計したものを記入すること。

8. いじめの対応状況

(1) いじめた児童生徒への特別な対応

(件)

区 分		(1) 小学校	(2) 中学校	(3) 高等学校	(4) 特別支援学校
①スクールカウンセラー等の相談員がカウンセリングを行った。		0			
②校長、教頭が指導した。		2			
③別室指導した。 ※(注3)参照		1			
④学級替えをした。		0			
退学・転学	⑤懲戒処分としての退学 ※(注4)参照				
	⑥その他 ※(注4)参照	0			
⑦停学 ※(注5)参照					
⑧出席停止 ※(注6)参照		A	B		
⑨自宅学習・自宅謹慎					
⑩訓告 ※(注7)参照		0			
⑪保護者への報告		4			
⑫いじめられた児童生徒やその保護者に対する謝罪の指導		4			
⑬関係機関等との連携	ア 警察等の刑事司法機関等との連携	0			
	イ 児童相談所等の福祉機関等との連携	0			
	ウ 病院等の医療機関等との連携	1			
	エ その他の専門的な関係機関との連携	0			
	オ 地域の人材や団体等との連携	0			
計		12	0	0	0

(注1) 複数選択を可とする。

(注2) 個々のいじめについて、いじめた児童生徒への対応として実際に行ったもので、該当する項目を選択すること。

(注3) 「③別室指導した。」とは、いじめられた児童生徒を守る観点から当該児童生徒とは別の教室等で一時的に授業等を行った場合に計上する。単に事実確認等のために別室で話を聞き、この際に指導した場合は除くこと。

(注4) 「退学・転学」中の「⑤懲戒処分としての退学」とは、校長が学校教育法施行規則第26条に定める懲戒処分としての「退学」であることを明示して行ったものをいう。「⑥その他」とは、勸奨・申出による退学及び転学である。なお、公立学校における「⑤懲戒処分としての退学」の「中学校」の区分については、中等教育学校及び学校教育法施行規則第26条第3項の併設型中学校のみが想定されている。「特別支援学校」の区分については、高等部のみが想定されている（「⑦停学」及び「⑨自宅学習・自宅謹慎」についても同じ）。

(注5) 「⑦停学」とは、校長が学校教育法施行規則第26条に定める懲戒処分としての「停学」であることを明示して行ったものをいう。

(注6) 「⑧出席停止」とは、学校教育法第35条、第49条又は第49条の8に基づく措置をいう。

(注7) 「⑩訓告」とは、校長が学校教育法施行規則第26条に定める懲戒処分としての「訓告」であることを明示して行ったものをいう。事実上の懲戒として行われる単なる「叱責」等はこれに含まない。

(注8) 高等学校の全定併置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制それぞれの数値を合計したものを記入すること。

(2) いじめられた児童生徒への特別な対応

(件)

区 分	(1) 小学校	(2) 中学校	(3) 高等学校	(4) 特別支援学校
①スクールカウンセラー等の相談員が継続的にカウンセリングを行った。	0			
②別室の提供や常時教職員が付くなどして、心身の安全を確保した。	0			
③緊急避難として欠席させた。	0			
④学級担任や他の教職員等が家庭訪問を実施した。	1			
⑤学級替えをした。	0			
⑥当該いじめについて、教育委員会と連携して対応した。	1			
⑦児童相談所等の関係機関と連携して対応した。 (サポートチームなども含む。)	0			
計	2	0	0	0

(注1) 複数選択を可とする。

(注2) 個々のいじめについて、いじめられた児童生徒への対応として実際に行ったもので、該当する項目を選択すること。

(注3) 高等学校の全定併置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制それぞれの数値を合計したものを記入すること。

9. 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組

(校)

区 分	(1) 小学校	(2) 中学校	(3) 高等学校	(4) 特別支援学校
①-1 職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った。	1			
①-2 いじめの問題に関する校内研修会を実施した。 ※(注4)参照	0			
② 道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。	1			
③ 児童・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした。	0			
④ スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。	1			
⑤ 教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。	0			
⑥ 学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得よう努めた。	0			
⑦ PTAなど地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた。	0			
⑧ いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った。	0			
⑨ インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した。	1			
⑩ 学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。	1			
⑪ いじめ防止対策推進法第22条に基づく、いじめ防止等の対策のための組織を招集した。 ※(注5)参照	1			
計	6	0	0	0

(注1) 複数選択を可とする。ただし、1校において、同じ区分の取組を複数回実施している場合でも、1校と数える。

(注2) 高等学校の全定併置校や通信制併設校等においては、全日制、定時制、通信制それぞれ1校として別々に計上すること。

(注3) いじめを認知した、認知していないにかかわらず、全ての学校において回答すること。

(注4) 選択肢「①-2 いじめの問題に関する校内研修会を実施した。」における研修会については、いじめの問題に特化して実施した場合も、生徒指導等の研修の中でいじめの問題にも触れて実施した場合も計上すること。

(注5) 選択肢「⑪ いじめ防止対策推進法第22条に基づく、いじめ防止等の対策のための組織を招集した。」については、いじめ防止対策推進法第22条において、学校に、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため中核となる組織を置くことが義務付けられていることを踏まえ、いじめの未然防止や早期発見・事案対処、学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組等のために、この条文に基づく組織を招集した場合に計上すること。

10. いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童生徒に対し行った具体的な方法について

(校)

区 分		(1) 小学校		(2) 中学校		(3) 高等学校		(4) 特別支援学校	
		いじめを認知した学校 (A)	いじめを認知していない学校 (B)	いじめを認知した学校 (A)	いじめを認知していない学校 (B)	いじめを認知した学校 (A)	いじめを認知していない学校 (B)	いじめを認知した学校 (A)	いじめを認知していない学校 (B)
(1) アンケート調査の実施		1							
① 実施頻度 ※(注5)参照	ア 年1回								
	イ 年2～3回								
	ウ 年4回以上	1							
② 調査方法 ※(注6)参照	ア 記名式	1							
	イ 無記名式								
	ウ 記名・無記名の選択式								
③ 回答方法 ※(注7)参照	ア 学校で記入	1							
	イ 持ち帰って記入								
(2) 個別面談の実施		1							
(3) 「個人ノート」や「生活ノート」といった ような教職員と児童生徒との間で日常的に 行われている日記等		1							
(4) 家庭訪問		0							
(5) その他		0							
(6) 計		3	0	0	0	0	0	0	0

(注1) 「1. いじめを認知した学校数、いじめの認知件数」において、いじめを認知したと回答した学校は(A)に、いじめを認知していないと回答した学校は(B)にそれぞれ記入すること。

(注2) 複数選択を可とする。ただし、1校において、同じ区分の取組を複数回実施している場合、1校と数える。

(注3) いじめの実態把握のためだけに行ったものでなくてもよい。

(注4) 高等学校の全定併置校や通信制併設校等においては、全日制、定時制、通信制それぞれ1校として別々に計上すること。

(注5) 「(1) アンケート調査の実施 ①実施頻度」について、学年によってアンケート調査の実施回数が異なる等、学校内の実施頻度が異なる場合は、特定の児童生徒だけに複数回実施するなどの学校として日常的な実態把握とはいえない場合を除いて、回数の多い方で数える。

(注6) 「(1) アンケート調査の実施 ②調査方法」については、年間に複数回アンケートを実施する場合においては、複数選択を可とする。また、「記名・無記名の選択式」とは、記名とするか無記名とするかをアンケート記入者が選択できる方法を指す。

(注7) 「(1) アンケート調査の実施 ③回答方法」については、年間に複数回アンケートを実施する場合においては、複数回答を可とする。

17. いじめ防止対策推進法に関して

(1) いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」について

調査票上、「いじめ防止対策推進法」を「法」と記載する。

区分	〔1〕 発生第28条第1項に規定する「重大事態」が	〔2〕法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数（件）								〔3〕法第28条第1項に規定する「重大事態」の調査主体（件）									
		① うち、法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」について				② うち、法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」について				当該学校が調査主体となった件数		当該学校の設置者（当該学校以外）が調査主体となった件数		調査主体を検討中の件数					
		ア 重大な被害の態様				イ 調査状況				ア 調査状況		うち、法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の発生件数		うち、法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の発生件数		うち、法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の発生件数		うち、法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の発生件数	
		※ 第1号重大事態の発生件数	（ア）調査済みの件数	（イ）調査中の件数	（エ）金品等	（ウ）精神	（イ）身体	（エ）生命	※ 第2号重大事態の発生件数	（ア）調査済みの件数	（イ）調査中の件数	うち、調査を行うための組織が第三者のみで構成されている件数	うち、調査を行うための組織が第三者のみで構成されている件数	うち、調査を行うための組織が第三者のみで構成されている件数	うち、調査を行うための組織が第三者のみで構成されている件数	うち、調査を行うための組織が第三者のみで構成されている件数	うち、調査を行うための組織が第三者のみで構成されている件数		
																		いじめが確認されたもの	いじめが確認されなかったもの
小学校	0																		
中学校																			
高等学校																			
特別支援学校																			

- 〔注1〕 本項目は、法第28条第1項において、学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処するために調査を行うものとする規定されているため、当該調査の実施状況を把握するものである。当該項目には、令和3年度間に発生した（当該地方公共団体の長（文部科学大臣）への報告を行った）「重大事態」の状況について記入すること（令和3年度間で発生した「重大事態」のうち、調査が終了したものだけでなく、調査が継続しているものも計上すること。）。
- 〔注2〕 法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、同項第2号に規定する「重大事態」は「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」である。いじめ「により」とあること、また「疑いがあると認めるとき」とあることから、「いじめ」と「当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた」とこと又は「当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている」とこととの間に因果関係が存在する可能性があれば、重大事態が発生したものとして扱うこと。
- 〔注3〕 「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定、平成29年3月14日改定）で示されているように、児童生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申立てがあったものについても、重大事態の発生件数とすること。
- 〔注4〕 「重大な被害の態様」については、最も重大と考えられるものを一つ選択して回答する。
- 〔注5〕 「調査状況」について、令和3年度中に発生した「重大事態」のうち、調査主体が決定する前に令和4年度になったものは、「調査中の件数」とすること。
- 〔注6〕 1件の「重大事態」が、法第28条第1項第1号及び同第2号の両方に該当する場合は、それぞれの項目に記入すること。
- 〔注7〕 「〔3〕法第28条第1項に規定する「重大事態」の調査主体」について、令和3年度中に発生した「重大事態」のうち、調査主体が決定する前に令和4年度になったものは、「〔3〕法第28条第1項に規定する「重大事態」の調査主体」は、「重大事態の発生件数のうち、調査主体を検討中の件数」とすること。
- 〔注8〕 「調査を行うための組織が第三者のみで構成されている件数」の「第三者」とは、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者をいう。したがって、この件数には、学校や教育委員会等の職員が構成員となっているものは含まれない。

(1) いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」について

調査票上、「いじめ防止対策推進法」を「法」と記載する。

区分	〔4〕重大な被害を把握する以前のいじめの対応状況 (件)										〔5〕法第28条第1項に規定する「重大事態」のうち、同法第30条第2項及び同法第31条第2項に規定する調査の結果について調査(再調査)を行った件数(件)	
	※(注9)参照											
	いじめとして認知していた				いじめとして認知していなかった						地方公共団体の長等において調査の結果について調査(再調査)を行った件数	
	いじめの解消に向けて取組中だった		いじめは解消したと判断していた		いじめに該当し得るトラブル等の情報があった		いじめに該当し得るトラブル等の情報がなかった					
	うち、法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の件数	うち、法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の件数	うち、法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の件数	うち、法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の件数	うち、法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の件数	うち、法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の件数	うち、法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の件数	うち、法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の件数	うち、法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の発生件数	うち、法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の発生件数		
小学校											0	
中学校												
高等学校												
特別支援学校												

(注9) 「〔4〕重大な被害を把握する以前のいじめの対応状況」は、「〔2〕法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数」に計上した「重大事態」について、重大な被害が生じた疑いがあると把握する以前に、学校がいじめとして認知していたかどうか、該当する状況の一つを選択して回答する。「重大事態」調査を実施することを決めた時点や「重大事態」調査を開始した時点でいじめとして認知していた場合も、重大な被害が生じた疑いがあると把握する以前にいじめとして認知していなかった場合には、「いじめとして認知していなかった」に計上すること。

なお、いじめとして認知した年度が、「重大事態」調査を実施した年度とは異なる場合であっても、重大な被害が生じた疑いがあると把握する以前にいじめとして認知していた場合には「いじめとして認知していた」に計上すること。

(注10) 「〔5〕法第28条第1項に規定する「重大事態」のうち、同法第30条第2項及び同法第31条第2項に規定する調査の結果について調査(再調査)を行った件数」については、「令和3年度に再調査したもの」を計上する。なお、令和3年度末において調査中のものも含める。(再調査の性格上、重大事態として計上された年度にかかわらず、再調査が行われた年度で計上する。)

1. 暴力行為の発生学校数、発生件数等		(校)	(校)	(件)	(人)	(人)
区分		(1) 学校総数	(2) 発生学校数	(3) 発生件数	(4) 加害児童生徒数	(5) (4)のうち、 2回以上の暴力行為を 行った児童生徒の人数
小学校	合計	1	1	4	3	1
	①対教師暴力		1	2	1	
	②生徒間暴力		1	2	2	
	③対人暴力		0	0	0	
	④器物損壊		0	0	0	
中学校	合計	0	0	0		
	①対教師暴力		0			
	②生徒間暴力		0			
	③対人暴力		0			
	④器物損壊		0			
高等学校	合計	0	0	0		
	①対教師暴力		0			
	②生徒間暴力		0			
	③対人暴力		0			
	④器物損壊		0			

(注1) 「発生件数」の欄は、各区分ごとに延べ数を記入する。

(注2) 「加害児童生徒数」の欄は、各区分ごとに実人数を記入する。

(例) 1人の加害児童生徒が対教師暴力を1回、生徒間暴力を2回起こした場合、以下のとおりとなる。

(3) 発生件数 「合計」：3回(自動算出)、「①対教師暴力」：1回、「②生徒間暴力」：2回

(4) 加害児童生徒数 「合計」：1人(手入力)、「①対教師暴力」：1人、「②生徒間暴力」：1人

(注3) 「生徒間暴力」について、加害・被害の別が判明しない児童生徒がいる場合には、加害児童生徒数に含めること。

(注4) 在籍児童生徒が起こしたものであることは明らかであるが、加害児童生徒を特定できない場合についても計上すること。この場合、発生件数1件、加害児童生徒数0人となる。

2. 学年別加害児童生徒数		(人)						
区分		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
小学校		0	0	0	2	0	1	3
中学校								0
高等学校								0

(注1) 実人数を記入すること。各学校種の「合計」の人数は「1. 暴力行為の発生学校数、発生件数等」の「(4) 加害児童生徒数」のうち、各学校種の「合計」欄の人数と一致するようにすること。

(注2) 高等学校定時制課程等の4年生以上は、4年生として扱うこと。単位制については、入学年度を1年次として、1年次、2年次、3年次、4年次以上をそれぞれ1年生、2年生、3年生、4年生として扱うこと。

3. 加害児童生徒に対する学校の措置別人数		(人)					
区分	退学・転学 ※(注2)参照		(3) 停学 ※(注3)参照	(4) 出席停止 ※(注4)参照	(5) 自宅学習 自宅謹慎	(6) 訓告 ※(注5)参照	(7) 計
	(1) 懲戒処分 としての退学	(2) その他					
小学校		0		A		0	0
中学校				B			0
高等学校							0

(注1) 加害児童生徒全員を対象に、該当する項目がある場合に記入する。

(注2) 「(1) 懲戒処分としての退学」とは、校長が学校教育法施行規則第26条に定める懲戒処分としての「退学」であることを明示して行ったものをいう。

「(2) その他」とは、勸奨・申出による退学及び転学である。なお、市町村立学校における「(1) 懲戒処分としての退学」の「中学校」の区分については、中等教育学校及び学校教育法施行規則第26条第3項の併設型中学校のみが想定されている。

(注3) 「(3) 停学」とは、校長が学校教育法施行規則第26条に定める懲戒処分としての「停学」であることを明示して行ったものをいう。

(注4) 「(4) 出席停止」とは、学校教育法第35条、第49条又は第49条の8に基づく措置をいう。

(注5) 「(6) 訓告」とは、校長が学校教育法施行規則第26条に定める懲戒処分としての「訓告」であることを明示して行ったものをいう。事実上の懲戒として行われる単なる「叱責」等はこれに含まない。

(注6) 複数の措置をとった場合は、調査票の左側に位置する措置を選択すること。

調査Ⅱ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等

記入に当たって

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）。（以下「法」という。）第2条第1項）をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものも含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

（注1） 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、法が制定された趣旨を十分踏まえ、行為の対象となった者の立場に立つて行うこと。特に、いじめには多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かの判断に当たり、定義のうち「心身の苦痛を感じているもの」との部分が限定して解釈されることのないようにすること（例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。）。

（注2） 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒が有する何らかの人的関係を指す。

（注3） 「物理的な影響を与える行為」には、身体的な影響を与える行為のほか、金品をたかったり、物を隠したり、嫌なことを無理矢理させたりすることなども含まれる。

（注4） 「行為」には、「仲間外れ」や「無視」など、直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えるものも含まれる。

（注5） けんかやふざけ合い、暴力行為等についても、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。その他、本調査の記入に当たっては、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査 回答にあたっての留意事項」の「いじめの状況」に関する説明を十分に参照すること。

（2） 「いじめ」の中には当然、暴力行為に該当するものもあり、その場合には、暴力行為の状況の「生徒間暴力」の件数にも計上すること。

（3） いじめる児童生徒といじめられた児童生徒が異なる学校に在籍する場合、原則として、1、3、4、5、6、7、8（2）のいじめられた児童生徒の状況について、いじめられた児童生徒の在籍する学校が記入し、8（1）のいじめる児童生徒の状況については、いじめる児童生徒が在籍する学校において記入する。2については、警察に相談・通報した学校において記入することとして、学校間で連携を取りつつ記入すること。その際、いじめる児童生徒、いじめられた児童生徒双方が相談・通報した場合については、いじめられた児童生徒の在籍する学校が記入することとする。

1. いじめを認知した学校数、いじめの認知件数

区分	(1) 学校総数	(2) 認知した学校数	(3) 認知していない学校数	(4) 認知件数
小学校	1	1		3
中学校	0			
高等学校	0			
特別支援学校	0			

（注1） 「（2）認知した学校数」には、令和4年度間において、上記の定義に該当するいじめを1件以上認知した場合、「1」を記入する。複数の学校の児童生徒に係るいじめについては、いじめを受けた児童生徒の在籍する学校ごとにそれぞれ1校と扱う。「（3）認知していない学校数」には、令和4年度間において、上記の定義に該当するいじめを一切認知しなかった場合、「1」を記入する。高等学校の全定併置校や通信制併置校等においては、全日制、定時制、通信制それぞれ1校として別々に計上すること。

（注2） 「認知件数」には、令和4年度間において、上記の定義に該当するいじめを受けたことが認知された児童生徒ごとに1件として数える。この際、同一の児童生徒が異なる時期に別の児童生徒からいじめを受けていても1件として扱う。なお、いじめる児童生徒が他校の者である場合や特定できていない場合であっても、認知件数に含めること。高等学校の全定併置校や通信制併置校等は、全日制、定時制、通信制それぞれの数値を合計したものを記入すること。

2. 警察に相談・通報した件数

区分	いじめの認知件数のうち、警察に相談・通報した件数
小学校	0
中学校	
高等学校	
特別支援学校	

（注1） 「いじめの認知件数のうち、警察に相談・通報した件数」は、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案や、いじめられている児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような事案等、学校が警察に相談・通報した件数を記入する。その際、「認知件数」1件に対して複数回数通報した場合についても1件と計上する。高等学校の全定併置校や通信制併置校等は、全日制、定時制、通信制それぞれの数値を合計したものを記入すること。なお、学校関与の下、いじめを受けた児童生徒の保護者等が被害届を提出した場合も件数に含める。

3. いじめの現在の状況

(件)

区分	(1) 解消しているもの (日常的に観察継続中)	(2) 解消に向けて取組中		(3) その他 ※(注3)参照	(4) 計
		いじめを認知してから 3か月以上経過 しているもの	いじめを認知してから 3か月 経過していないもの		
小学校	3	0	0	0	3
中学校					0
高等学校					0
特別支援学校					0

(注1) 「いじめの現在の状況」については、令和5年3月31日現在の状況を学校種ごとに記入すること。なお、卒業をもって直ちに「解消しているもの」と計上することがないように留意すること。

(注2) 「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為の解消； 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと； いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(注3) いじめの問題による就学校の指定変更、公立から私立、私立から公立などの転学や退学等、(1)、(2)に該当しないものは「(3) その他」に記入すること。

(注4) 各学校種の「(4) 計」の欄の件数は、「1. いじめを認知した学校数、いじめの認知件数」の認知件数とそれぞれ一致するようにすること。

(注5) 高等学校の全定併置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制それぞれの数値を合計したものを記入すること。

4. いじめの認知件数の学年別内訳

(件)

区 分		(1) 1年生	(2) 2年生	(3) 3年生	(4) 4年生	(5) 5年生	(6) 6年生	(7) 計
小学校		0	0	0	1	1	1	3
中学校								0
高等学校								0
特別支援学校	小学部							0
	中学部							0
	高等部							0

(注1) 高等学校定時制課程等の4年生以上は、4年生として扱うこと。単位制については、入学年度を1年次として、1年次、2年次、3年次、4年次以上をそれぞれ1年生、2年生、3年生、4年生として扱うこと。全定併置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制それぞれの数値を合計したものを記入すること。

(注2) 各学校種の「(7) 計」の欄の件数は、「1. いじめを認知した学校数、いじめの認知件数」の認知件数とそれぞれ一致すること。
(特別支援学校においては、小学部・中学部・高等部の合計が、「1. いじめを認知した学校数、いじめの認知件数」の特別支援学校の件数と一致すること。)

5. いじめの発見のきっかけ

(件)

区分		(1) 小学校	(2) 中学校	(3) 高等学校	(4) 特別支援学校
学校の教職員等が発見した。		1	0	0	0
内 訳	学級担任が発見した。	0			
	学級担任以外の教職員が発見した。 (養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く。)	0			
	養護教諭が発見した。	1			
	スクールカウンセラー等の相談員が発見した。	0			
	アンケート調査など学校の取組により発見した。	0			
学校の教職員以外からの情報により発見した。		2	0	0	0
内 訳	本人からの訴え	0			
	当該児童生徒（本人）の保護者からの訴え	0			
	児童生徒（本人を除く。）からの情報	0			
	保護者（本人の保護者を除く。）からの情報	2			
	地域の住民からの情報	0			
	学校以外の関係機関（相談機関を含む。）からの情報	0			
	その他（匿名による投書など）	0			
計		3	0	0	0

(注1) 各学校種の「計」の欄の件数は、「1. いじめを認知した学校数、いじめの認知件数」の認知件数とそれぞれ一致するようにすること。

(注2) 「学校の教職員等が発見した。」か「学校の教職員以外からの情報により発見した。」のいずれかを選択し、内訳について該当するものを一つ選択すること。

(注3) 高等学校の全定併置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制それぞれの数値を合計したものを記入すること。

6. いじめられた児童生徒の相談の状況

(件)

区分	(1) 小学校	(2) 中学校	(3) 高等学校	(4) 特別支援学校
学級担任に相談した。	1			
学級担任以外の教職員に相談した。(養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く。)	2			
養護教諭に相談した。				
スクールカウンセラー等の相談員に相談した。				
学校以外の相談機関に相談した(電話相談やメール等も含む。)				
保護者や家族等に相談した。				
友人に相談した。				
その他の人(地域の人など)に相談した。				
誰にも相談していない。				
計	3	0	0	0

(注1) 複数選択を可とする。

(注2) 学校が当該児童生徒に対するいじめを認知した時点において、当該児童生徒が誰に相談しているのか、該当するものを選択すること。

(注3) 高等学校の全定併置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制それぞれの数値を合計したものを記入すること。

7. いじめの態様

(件)

区分	(1) 小学校	(2) 中学校	(3) 高等学校	(4) 特別支援学校
冷やかじやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	1			
仲間はずれ、集団による無視をされる。				
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。				
ひどくぶつかられたりたたかれたり、蹴られたりする。				
金品をたかられる。				
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。				
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。				
パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。				
その他	2			
計	3	0	0	0

(注1) 複数選択を可とする。

(注2) 1件のいじめであっても、複数の態様に該当する場合には、それぞれの項目に計上すること。

(注3) 高等学校の全定併置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制それぞれの数値を合計したものを記入すること。

8. いじめの対応状況

(1) いじめ児童生徒への特別な対応

(件)

区 分		(1) 小学校	(2) 中学校	(3) 高等学校	(4) 特別支援学校
①スクールカウンセラー等の相談員がカウンセリングを行った。		0			
②校長、教頭が指導した。		2			
③別室で授業等を行った。 ※(注3)参照		0			
④年度途中で学級替えをした。		0			
退学・転学	⑤懲戒処分としての退学 ※(注4)参照				
	⑥その他 ※(注4)参照	0			
⑦停学 ※(注5)参照					
⑧出席停止 ※(注6)参照		A	B		
⑨自宅学習・自宅謹慎					
⑩訓告 ※(注7)参照		0			
⑪保護者への報告		3			
⑫いじめられた児童生徒やその保護者に対する謝罪の指導		1			
⑬関係機関等との連携	ア 警察等の刑事司法機関等との連携	0			
	イ 児童相談所等の福祉機関等との連携	0			
	ウ 病院等の医療機関等との連携	0			
	エ その他の専門的な関係機関との連携	0			
	オ 地域の人材や団体等との連携	0			
計		6	0	0	0

(注1) 複数選択を可とする。

(注2) 個々のいじめについて、いじめ児童生徒への対応として実際に行ったもので、該当する項目を選択すること。

(注3) 「③別室で授業等を行った。」とは、いじめられた児童生徒を守る観点から当該児童生徒とは別の教室等で一時的に授業等を行った場合に計上する。単に事実確認等のために別室で話を聞き、この際に指導した場合は除くこと。

(注4) 「退学・転学」中の「⑤懲戒処分としての退学」とは、校長が学校教育法施行規則第26条に定める懲戒処分としての「退学」であることを明示して行ったものをいう。「⑥その他」とは、勸奨・申出による退学及び転学である。なお、市町村立学校における「⑤懲戒処分としての退学」の「中学校」の区分については、中等教育学校及び学校教育法施行規則第26条第3項の併設型中学校のみが想定されている。公立学校における「特別支援学校」の区分については、高等部のみが想定されている（「⑦停学」及び「⑨自宅学習・自宅謹慎」についても同じ）。

(注5) 「⑦停学」とは、校長が学校教育法施行規則第26条に定める懲戒処分としての「停学」であることを明示して行ったものをいう。

(注6) 「⑧出席停止」とは、学校教育法第35条、第49条又は第49条の8に基づく措置をいう。

(注7) 「⑩訓告」とは、校長が学校教育法施行規則第26条に定める懲戒処分としての「訓告」であることを明示して行ったものをいう。事実上の懲戒として行われる単なる「叱責」等はこれに含まない。

(注8) 高等学校の全定併置校や通信制併置校等は、全日制、定時制、通信制それぞれの数値を合計したものを記入すること。

(2) いじめられた児童生徒への特別な対応

(件)

区 分	(1) 小学校	(2) 中学校	(3) 高等学校	(4) 特別支援学校
①スクールカウンセラー等の相談員が継続的にカウンセリングを行った。	0			
②別室の提供や常時教職員が付くなどして、心身の安全を確保した。	0			
③緊急避難として欠席させた。	0			
④学級担任や他の教職員等が家庭訪問を実施した。	0			
⑤年度途中で学級替えをした。	0			
⑥当該いじめについて、教育委員会と連携して対応した。	0			
⑦児童相談所等の関係機関と連携して対応した。 (サポートチームなども含む。)	0			
計	0	0	0	0

(注1) 複数選択を可とする。

(注2) 個々のいじめについて、いじめられた児童生徒への対応として実際に行ったもので、該当する項目を選択すること。

(注3) 高等学校の全定併置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制それぞれの数値を合計したものを記入すること。

9. 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組

(校)

区 分	(1) 小学校	(2) 中学校	(3) 高等学校	(4) 特別支援学校
①-1 職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った。	1			
①-2 いじめの問題に関する校内研修会を実施した。 ※(注4)参照	0			
② 道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。	1			
③ 児童・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした。	0			
④ スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。	1			
⑤ 教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。	1			
⑥ 学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得るよう努めた。	0			
⑦ PTAなど地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた。	0			
⑧ いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った。	0			
⑨ インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した。	1			
⑩ 学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。	1			
⑪ いじめ防止対策推進法第22条に基づく、いじめ防止等の対策のための組織を招集した。 ※(注5)参照	1			
計	7	0	0	0

(注1) 複数選択を可とする。ただし、1校において、同じ区分の取組を複数回実施している場合でも、1校と数える。

(注2) 高等学校の全定併置校や通信制併設校等においては、全日制、定時制、通信制それぞれ1校として別々に計上すること。

(注3) いじめを認知した、認知していないにかかわらず、全ての学校において回答すること。

(注4) 選択肢「①-2 いじめの問題に関する校内研修会を実施した。」における研修会については、いじめの問題に特化して実施した場合も、生徒指導等の研修の中でいじめの問題にも触れて実施した場合も計上すること。

(注5) 選択肢「⑪ いじめ防止対策推進法第22条に基づく、いじめ防止等の対策のための組織を招集した。」については、いじめ防止対策推進法第22条において、学校に、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため中核となる組織を置くことが義務付けられていることを踏まえ、いじめの未然防止や早期発見・事案対処、学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組等のために、この条文に基づく組織を招集した場合に計上すること。

10. いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童生徒に対し行った具体的な方法について

(校)

区 分		(1) 小学校		(2) 中学校		(3) 高等学校		(4) 特別支援学校	
		いじめを認知した学校 (A)	いじめを認知していない学校 (B)	いじめを認知した学校 (A)	いじめを認知していない学校 (B)	いじめを認知した学校 (A)	いじめを認知していない学校 (B)	いじめを認知した学校 (A)	いじめを認知していない学校 (B)
(1) アンケート調査の実施		1							
① 実施頻度 ※(注5)参照	ア 年1回								
	イ 年2～3回								
	ウ 年4回以上	1							
② 調査方法 ※(注6)参照	ア 記名式	1							
	イ 無記名式								
	ウ 記名・無記名の選択式								
③ 回答方法 ※(注7)参照	ア 学校で記入	1							
	イ 持ち帰って記入								
(2) 個別面談の実施		1							
(3) 「個人ノート」や「生活ノート」といった ような教職員と児童生徒との間で日常的に 行われている日記等		1							
(4) 家庭訪問		0							
(5) その他		0							
(6) 計		3	0	0	0	0	0	0	0

(注1) 「1. いじめを認知した学校数、いじめの認知件数」において、いじめを認知したと回答した学校は(A)に、いじめを認知していないと回答した学校は(B)にそれぞれ記入すること。

(注2) 複数選択を可とする。ただし、1校において、同じ区分の取組を複数回実施している場合、1校と数える。

(注3) いじめの実態把握のためだけに行ったものでなくてもよい。

(注4) 高等学校の全定併置校や通信制併設校等においては、全日制、定時制、通信制それぞれ1校として別々に計上すること。

(注5) 「(1) アンケート調査の実施 ①実施頻度」について、学年によってアンケート調査の実施回数が異なる等、学校内の実施頻度が異なる場合は、特定の児童生徒だけに複数回実施するなどの学校として日常的な実態把握とはいえない場合を除いて、回数の多い方で数える。

(注6) 「(1) アンケート調査の実施 ②調査方法」については、年間に複数回アンケートを実施する場合においては、複数選択を可とする。また、「記名・無記名の選択式」とは、記名とするか無記名とするかをアンケート記入者が選択できる方法を指す。

(注7) 「(1) アンケート調査の実施 ③回答方法」については、年間に複数回アンケートを実施する場合においては、複数回答を可とする。

(1) いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」について

区 分	[1] 法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生した学校数(校)	[2] 法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数(件)										[3] 法第28条第1項に規定する「重大事態」の調査主体(件)											
		① うち、法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」について					② うち、法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」について					当該学校が調査主体となった件数					当該学校の設置者(当該学校以外)が調査主体となった件数						
		ア 重大な被害の態様				イ 調査状況		※第2号重大事態の発生件数	ア 調査状況				※第2号重大事態の発生件数	うち、法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の発生件数		うち、法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の発生件数		うち、法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の発生件数		うち、法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の発生件数			
		(ア) 調査済みの件数	(イ) 調査中の件数	調査の結果		(ア) 調査済みの件数	(イ) 調査中の件数		うち、調査を行うための組織が第三者のみで構成されている件数	うち、調査を行うための組織が第三者のみで構成されている件数	うち、調査を行うための組織が第三者のみで構成されている件数	うち、調査を行うための組織が第三者のみで構成されている件数											
				いじめが確認されたもの	いじめが確認されなかったもの									いじめが確認されたもの	いじめが確認されなかったもの								
小学校	0																						
中学校																							
高等学校																							
特別支援学校																							

令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

(1) いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」について

調査票上、「いじめ防止対策推進法」を「法」と記載する。

区 分	〔4〕 重大な被害を把握する以前のいじめの対応状況 (件)										〔5〕 法第28条第1項に規定する「重大事態」のうち、同法第30条第2項及び同法第31条第2項に規定する調査の結果について調査(再調査)を行った件数 (件)	
	※(注9)参照											
	いじめとして認知していた				いじめとして認知していなかった						地方公共団体の長等において調査の結果について調査(再調査)を行った件数	
	いじめの解消に向けて取組中だった		いじめは解消したと判断していた		いじめに該当し得るトラブル等の情報があった		いじめに該当し得るトラブル等の情報がなかった					
	うち、法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の件数	うち、法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の件数	うち、法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の件数	うち、法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の件数	うち、法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の件数	うち、法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の件数	うち、法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の件数	うち、法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の件数	うち、法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の発生件数	うち、法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の発生件数		
小学校											0	
中学校												
高等学校												
特別支援学校												

(注9) 「〔4〕 重大な被害を把握する以前のいじめの対応状況」は、「〔2〕 法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数」に計上した「重大事態」について、重大な被害が生じた疑いがあると把握する以前に、学校がいじめとして認知していたかどうか、該当する状況の一つ選択して回答する。「重大事態」調査を実施することを決めた時点や「重大事態」調査を開始した時点でいじめとして認知していた場合も、重大な被害が生じた疑いがあると把握する以前にいじめとして認知していなかった場合には、「いじめとして認知していなかった」に計上すること。

なお、いじめとして認知した年度が、「重大事態」調査を実施した年度とは異なる場合であっても、重大な被害が生じた疑いがあると把握する以前にいじめとして認知していた場合には「いじめとして認知していた」に計上すること。

(注10) 「〔5〕 法第28条第1項に規定する「重大事態」のうち、同法第30条第2項及び同法第31条第2項に規定する調査の結果について調査(再調査)を行った件数」については、「令和4年度に再調査したもの」を計上する。なお、令和4年度末において調査中のものも含める。(再調査の性格上、重大事態として計上された年度にかかわらず、再調査が行われた年度で計上する。)

1. 暴力行為の発生学校数、発生件数等

		(校)	(校)	(件)	(人)	(人)
区分		(1) 学校総数	(2) 発生学校数	(3) 発生件数	(4) 加害児童生徒数	(5) (4) のうち、 2 回以上の暴力行為を 行った児童生徒の人数
小学校	合計	1	1	4	3	1
	①対教師暴力		0			
	②生徒間暴力		1	4	3	
	③対人暴力		0			
	④器物損壊		0			
中学校	合計	0	0	0		
	①対教師暴力		0			
	②生徒間暴力		0			
	③対人暴力		0			
	④器物損壊		0			
高等学校	合計	0	0	0		
	①対教師暴力		0			
	②生徒間暴力		0			
	③対人暴力		0			
	④器物損壊		0			

(注1) 「発生件数」の欄は、各区分ごとに延べ数を記入する。

(注2) 「加害児童生徒数」の欄は、各区分ごとに実人数を記入する。

(例) 1 人の加害児童生徒が対教師暴力を 1 回、生徒間暴力を 2 回起こした場合、以下のとおりとなる。

(3) 発生件数 「合計」：3 回 (自動算出)、「①対教師暴力」：1 回、「②生徒間暴力」：2 回

(4) 加害児童生徒数 「合計」：1 人 (手入力)、「①対教師暴力」：1 人、「②生徒間暴力」：1 人

(注3) 「生徒間暴力」について、加害・被害の別が判明しない児童生徒がいる場合には、加害児童生徒数に含めること。

(注4) 在籍児童生徒が起こしたものであることは明らかであるが、加害児童生徒を特定できない場合についても計上すること。この場合、発生件数 1 件、加害児童生徒数 0 人となる。

2. 学年別加害児童生徒数

		(人)					
区分		1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生
小学校					1	2	
中学校							
高等学校							

(注1) 実人数を記入すること。各学校種の「合計」の人数は「1. 暴力行為の発生学校数、発生件数等」の「(4) 加害児童生徒数」のうち、各学校種の「合計」欄の人数と一致するようにすること。

(注2) 高等学校定時制課程等の 4 年生以上は、4 年生として扱うこと。単位制については、入学年度を 1 年次として、1 年次、2 年次、3 年次、4 年次以上をそれぞれ 1 年生、2 年生、3 年生、4 年生として扱うこと。

3. 加害児童生徒への特別な対応

(件) ※昨年度と変更になった箇所を赤字で記しています。

区 分		(1) 小学校	(2) 中学校	(3) 高等学校
①スクールカウンセラー等の相談員がカウンセリングを行った。				
②校長、教頭が指導した。		4		
③別室で授業等を行った。 ※(注4)参照				
④年度途中に学級替えをした。				
①～④計		4	0	0
退学・転学	⑤懲戒処分としての退学 ※(注5)参照			
	⑥その他 ※(注5)参照			
⑦停学 ※(注6)参照				
⑧出席停止 ※(注7)参照		A	B	
⑨自宅学習・自宅謹慎				
⑩訓告 ※(注8)参照				
⑤～⑩計		0	0	0
⑪保護者への報告		4		
⑫被害児童生徒等やその保護者に対する謝罪の指導		4		
⑬関係機関等との連携	ア 警察等の刑事司法機関等との連携			
	イ 児童相談所等の福祉機関等との連携			
	ウ 病院等の医療機関等との連携			
	エ その他の専門的な関係機関との連携			
	オ 地域の人材や団体等との連携			
⑪～⑬計		8	0	0
計		12	0	0

(注1) 複数選択を可とする。

(注2) 個々の暴力行為について、加害児童生徒への対応として実際に行ったもので、該当する項目を発生件数ことに選択すること。

(注3) 1件の暴力行為で複数の加害児童生徒がいた場合でも、対応として実際に行ったもので該当する項目に、それぞれ「1」を計上すること。

(注4) 「③別室で授業等を行った。」とは、被害児童生徒を守る観点から当該児童生徒とは別の教室等で一時的に授業等を行った場合に計上する。単に事実確認等のために別室で話を聞き、この際に指導した場合は除くこと。

(注5) 「退学・転学」中の「⑤懲戒処分としての退学」とは、校長が学校教育法施行規則第26条に定める懲戒処分としての「退学」であることを明示して行ったものをいう。「⑥その他」とは、勸奨・申出による退学及び転学である。なお、市町村立学校における「⑤懲戒処分としての退学」の「中学校」の区分については、中等教育学校及び学校教育法施行規則第26条第3項の併設型中学校のみが想定されている。

(注6) 「⑦停学」とは、校長が学校教育法施行規則第26条に定める懲戒処分としての「停学」であることを明示して行ったものをいう。

(注7) 「⑧出席停止」とは、学校教育法第35条、第49条又は第49条の3に基づく措置をいう。

(注8) 「⑩訓告」とは、校長が学校教育法施行規則第26条に定める懲戒処分としての「訓告」であることを明示して行ったものをいう。事実上の懲戒として行われる単なる「叱責」等はこれに含まない。

調査Ⅱ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等

記入に当たって

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）。（以下「法」という。）第2条第1項）をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

（注1） 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、法が制定された趣旨を十分踏まえ、行為の対象となった者の立場に立つて行うこと。特に、いじめには多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かの判断に当たり、定義のうち「心身の苦痛を感じているもの」との部分に限定して解釈されることのないようにすること（例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。）。

（注2） 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒が有する何らかの人的関係を指す。

（注3） 「物理的な影響を与える行為」には、身体的な影響を与える行為のほか、金品をたかたり、物を隠したり、嫌なことを無理矢理させたりすることなども含まれる。

（注4） 「行為」には、「仲間外れ」や「無視」など、直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えるものも含まれる。

（注5） けんかやふざけ合い、暴力行為等についても、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。その他、本調査の記入に当たっては、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査 回答にあたっての留意事項」の「いじめの状況」に関する説明を十分に参照すること。

（2） 「いじめ」の中には当然、暴力行為に該当するものもあり、その場合には、暴力行為の状況の「生徒間暴力」の件数にも計上すること。

（3） いじめる児童生徒といじめられた児童生徒が異なる学校に在籍する場合、原則として、1、3、4、5、6、7、8（2）のいじめられた児童生徒の状況については、いじめられた児童生徒の在籍する学校が記入し、8（1）のいじめる児童生徒の状況については、いじめる児童生徒が在籍する学校において記入する。2については、警察に相談・通報した学校において記入することとして、学校間で連携を取りつつ記入すること。その際、いじめる児童生徒、いじめられた児童生徒双方が相談・通報した場合については、いじめられた児童生徒の在籍する学校が記入することとする。

1. いじめを認知した学校数、いじめの認知件数

区分	(1) 学校総数	(2) 認知した学校数	(3) 認知していない学校数	(4) 認知件数
小学校	1	1		5
中学校	0			
高等学校	0			
特別支援学校	0			

（注1） 「（2）認知した学校数」には、令和5年度間において、上記の定義に該当するいじめを1件以上認知した場合、「1」を記入する。複数の学校の児童生徒に係るいじめについては、いじめを受けた児童生徒の在籍する学校ごとにそれぞれ1校と扱う。「（3）認知していない学校数」には、令和5年度間において、上記の定義に該当するいじめを一切認知しなかった場合、「1」を記入する。高等学校の全定併置校や通信制併設校等においては、全日制、定時制、通信制それぞれ1校として別々に計上すること。

（注2） 「認知件数」には、令和5年度間において、上記の定義に該当するいじめを受けたことが認知された児童生徒ごとに1件として数える。この際、同一の児童生徒が異なる時期に別の児童生徒からいじめを受けていても1件として扱う。なお、いじめる児童生徒が他校の者である場合や特定できていない場合であっても、認知件数に含めること。高等学校の全定併置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制それぞれの数値を合計したものを記入すること。

2. 警察に相談・通報した件数

区分	いじめの認知件数のうち、警察に相談・通報した件数
小学校	0
中学校	
高等学校	
特別支援学校	

（注1） 「いじめの認知件数のうち、警察に相談・通報した件数」は、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案や、いじめられている児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような事案等、学校が警察に相談・通報した件数を記入する。その際、「認知件数」1件に対して複数回数通報した場合についても1件と計上する。高等学校の全定併置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制それぞれの数値を合計したものを記入すること。なお、学校関与の下、いじめを受けた児童生徒の保護者等が被害届を提出した場合も件数に含める。

3. いじめの現在の状況

(件)

区分	(1) 解消しているもの (日常的に観察継続中)	(2) 解消に向けて取組中		(3) その他 ※(注3)参照	(4) 計
		いじめを認知してから 3か月以上経過 しているもの	いじめを認知してから 3か月 経過していないもの		
小学校	5				5
中学校					0
高等学校					0
特別支援学校					0

(注1) 「いじめの現在の状況」については、令和6年3月31日現在の状況を学校種ごとに記入すること。なお、卒業をもって直ちに「解消しているもの」と計上することがないように留意すること。

(注2) 「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為の解消； 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと； いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(注3) いじめの問題による就学校の指定変更、公立から私立、私立から公立などの転学や退学等、(1)、(2)に該当しないものは「(3) その他」に記入すること。

(注4) 各学校種の「(4) 計」の欄の件数は、「1. いじめを認知した学校数、いじめの認知件数」の認知件数とそれぞれ一致するようにすること。

(注5) 高等学校の全定併置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制それぞれの数値を合計したものを記入すること。

4. いじめの認知件数の学年別内訳

(件)

区 分		(1) 1年生	(2) 2年生	(3) 3年生	(4) 4年生	(5) 5年生	(6) 6年生	(7) 計
小学校						4	1	5
中学校								0
高等学校								0
特別支援学校	小学部							0
	中学部							0
	高等部							0

(注1) 高等学校定時制課程等の4年生以上は、4年生として扱うこと。単位制については、入学年度を1年次として、1年次、2年次、3年次、4年次以上をそれぞれ1年生、2年生、3年生、4年生として扱うこと。全定併置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制それぞれの数値を合計したものを記入すること。

(注2) 各学校種の「(7) 計」の欄の件数は、「1. いじめを認知した学校数、いじめの認知件数」の認知件数とそれぞれ一致すること。
(特別支援学校においては、小学部・中学部・高等部の合計が、「1. いじめを認知した学校数、いじめの認知件数」の特別支援学校の件数と一致すること。)

5. いじめの発見のきっかけ

(件)

区分		(1) 小学校	(2) 中学校	(3) 高等学校	(4) 特別支援学校
学校の教職員等が発見した。		2	0	0	0
内 訳	学級担任が発見した。	1			
	学級担任以外の教職員が発見した。 (養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く。)				
	養護教諭が発見した。				
	スクールカウンセラー等の相談員が発見した。				
	アンケート調査など学校の取組により発見した。	1			
学校の教職員以外からの情報により発見した。		3	0	0	0
内 訳	本人からの訴え	1			
	当該児童生徒（本人）の保護者からの訴え				
	児童生徒（本人を除く。）からの情報	1			
	保護者（本人の保護者を除く。）からの情報	1			
	地域の住民からの情報				
	学校以外の関係機関（相談機関を含む。）からの情報				
	その他（匿名による投書など）				
計		5	0	0	0

(注1) 各学校種の「計」の欄の件数は、「1. いじめを認知した学校数、いじめの認知件数」の認知件数とそれぞれ一致するようにすること。

(注2) 「学校の教職員等が発見した。」か「学校の教職員以外からの情報により発見した。」のいずれかを選択し、内訳について該当するものを一つ選択すること。

(注3) 高等学校の全定併置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制それぞれの数値を合計したものを記入すること。

6. いじめられた児童生徒の相談の状況

(件)

区分	(1) 小学校	(2) 中学校	(3) 高等学校	(4) 特別支援学校
学級担任に相談した。	5			
学級担任以外の教職員に相談した（養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く。）。				
養護教諭に相談した。				
スクールカウンセラー等の相談員に相談した。				
学校以外の相談機関に相談した（電話相談やメール等も含む。）。				
保護者や家族等に相談した。	1			
友人に相談した。				
その他の人（地域の人など）に相談した。				
誰にも相談していない。				
計	6	0	0	0

(注1) 複数選択を可とする。

(注2) 学校が当該児童生徒に対するいじめを認知した時点において、当該児童生徒が誰に相談しているのか、該当するものを選択すること。

(注3) 高等学校の全定併置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制それぞれの数値を合計したものを記入すること。

7. いじめの態様

(件)

区分	(1) 小学校	(2) 中学校	(3) 高等学校	(4) 特別支援学校
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	2			
仲間はずれ、集団による無視をされる。	1			
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。				
ひどくぶつかられたりたたかれたり、蹴られたりする。				
金品をたかられる。				
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	1			
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。				
パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	1			
その他				
計	5	0	0	0

(注1) 複数選択を可とする。

(注2) 1件のいじめであっても、複数の態様に該当する場合には、それぞれの項目に計上すること。

(注3) 高等学校の全定併置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制それぞれの数値を合計したものを記入すること。

8. いじめの対応状況

(1) いじめた児童生徒への特別な対応

(件)

区 分		(1) 小学校	(2) 中学校	(3) 高等学校	(4) 特別支援学校
①スクールカウンセラー等の相談員がカウンセリングを行った。					
②校長、教頭が指導した。					
③別室で授業等を行った。 ※(注3)参照					
④年度途中に学級替えをした。					
退学・転学	⑤懲戒処分としての退学 ※(注4)参照				
	⑥その他 ※(注4)参照				
⑦停学 ※(注5)参照					
⑧出席停止 ※(注6)参照		A	B		
⑨自宅学習・自宅謹慎					
⑩訓告 ※(注7)参照					
⑪保護者への報告		5			
⑫いじめられた児童生徒やその保護者に対する謝罪の指導		5			
⑬関係機関等との連携	ア 警察等の刑事司法機関等との連携				
	イ 児童相談所等の福祉機関等との連携				
	ウ 病院等の医療機関等との連携				
	エ その他の専門的な関係機関との連携				
	オ 地域の人材や団体等との連携				
計		10	0	0	0

(注1) 複数選択を可とする。

(注2) 個々のいじめについて、いじめた児童生徒への対応として実際に行ったもので、該当する項目を選択すること。

(注3) 「③別室で授業等を行った。」とは、いじめられた児童生徒を守る観点から当該児童生徒とは別の教室等で一時的に授業等を行った場合に計上する。単に事実確認等のために別室で話を聞き、この際に指導した場合は除くこと。

(注4) 「退学・転学」中の「⑤懲戒処分としての退学」とは、校長が学校教育法施行規則第26条に定める懲戒処分としての「退学」であることを明示して行ったものをいう。「⑥その他」とは、勸奨・申出による退学及び転学である。なお、市町村立学校における「⑤懲戒処分としての退学」の「中学校」の区分については、中等教育学校及び学校教育法施行規則第26条第3項の併設型中学校のみが想定されている。公立学校における「特別支援学校」の区分については、高等部のみが想定されている（「⑦停学」及び「⑨自宅学習・自宅謹慎」についても同じ）。

(注5) 「⑦停学」とは、校長が学校教育法施行規則第26条に定める懲戒処分としての「停学」であることを明示して行ったものをいう。

(注6) 「⑧出席停止」とは、学校教育法第35条、第49条又は第49条の8に基づく措置をいう。

(注7) 「⑩訓告」とは、校長が学校教育法施行規則第26条に定める懲戒処分としての「訓告」であることを明示して行ったものをいう。事実上の懲戒として行われる単なる「叱責」等はこれに含まない。

(注8) 高等学校の全定併置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制それぞれの数値を合計したものを記入すること。

(2) いじめられた児童生徒への特別な対応

(件)

区 分	(1) 小学校	(2) 中学校	(3) 高等学校	(4) 特別支援学校
①スクールカウンセラー等の相談員が継続的にカウンセリングを行った。				
②別室の提供や常時教職員が付くなどして、心身の安全を確保した。	1			
③緊急避難として欠席させた。				
④学級担任や他の教職員等が家庭訪問を実施した。				
⑤年度途中に学級替えをした。				
⑥当該いじめについて、教育委員会と連携して対応した。				
⑦児童相談所等の関係機関と連携して対応した。 (サポートチームなども含む。)				
計	1	0	0	0

(注1) 複数選択を可とする。

(注2) 個々のいじめについて、いじめられた児童生徒への対応として実際に行ったもので、該当する項目を選択すること。

(注3) 高等学校の全定併置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制それぞれの数値を合計したものを記入すること。

9. 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組

※昨年度と変更になった箇所を赤字で記しています。

(校)

区 分	(1) 小学校	(2) 中学校	(3) 高等学校	(4) 特別支援学校
①-1 職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った。	1			
①-2 いじめの問題に関する校内研修会を実施した。 ※(注4)参照	0			
② 道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。	1			
③ 児童・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした。	1			
④ スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。	1			
⑤ 教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。	1			
⑥ 学校・警察連絡員の指定を行った。 ※(注5)参照	0			
⑦ 学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得るよう努めた。	0			
⑧ PTAなど地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた。				
⑨ いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った。				
⑩ インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した。	1			
⑪ 学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。	1			
⑫ いじめ防止対策推進法第22条に基づく、いじめ防止等の対策のための組織を招集した。 ※(注6)参照	1			
計	8	0	0	0

(注1) 複数選択を可とする。ただし、1校において、同じ区分の取組を複数回実施している場合でも、1校と数える。

(注2) 高等学校の全定併置校や通信制併設校等においては、全日制、定時制、通信制それぞれ1校として別々に計上すること。

(注3) いじめを認知した、認知していないにかかわらず、全ての学校において回答すること。

(注4) 選択肢「①-2 いじめの問題に関する校内研修会を実施した。」における研修会については、いじめの問題に特化して実施した場合も、生徒指導等の研修の中でいじめの問題にも触れて実施した場合も計上すること。

(注5) 警察との日常的な情報共有・相談体制を構築するため、学校・警察双方において、連絡窓口となる担当職員について指定した場合に計上すること。

(注6) 選択肢「⑫ いじめ防止対策推進法第22条に基づく、いじめ防止等の対策のための組織を招集した。」については、いじめ防止対策推進法第22条において、学校に、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため中核となる組織を置くことが義務付けられていることを踏まえ、いじめの未然防止や早期発見・事案対処、学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組等のために、この条文に基づく組織を招集した場合に計上すること。

10. いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童生徒に対し行った具体的な方法について

(校)

区 分	(1) 小学校		(2) 中学校		(3) 高等学校		(4) 特別支援学校	
	いじめを認知した学校 (A)	いじめを認知していない学校 (B)	いじめを認知した学校 (A)	いじめを認知していない学校 (B)	いじめを認知した学校 (A)	いじめを認知していない学校 (B)	いじめを認知した学校 (A)	いじめを認知していない学校 (B)
(1) アンケート調査の実施	1							
① 実施頻度 ※(注5)参照	ア 年1回							
	イ 年2～3回							
	ウ 年4回以上	1						
② 調査方法 ※(注6)参照	ア 記名式	1						
	イ 無記名式							
	ウ 記名・無記名の選択式							
③ 回答方法 ※(注7)参照	ア 学校で記入	1						
	イ 持ち帰って記入							
(2) 個別面談の実施	1							
(3) 「個人ノート」や「生活ノート」といった ような教職員と児童生徒との間で日常的に 行われている日記等	1							
(4) 家庭訪問								
(5) その他								
(6) 計	3	0	0	0	0	0	0	0

(注1) 「1. いじめを認知した学校数、いじめの認知件数」において、いじめを認知したと回答した学校は(A)に、いじめを認知していないと回答した学校は(B)にそれぞれ記入すること。

(注2) 複数選択を可とする。ただし、1校において、同じ区分の取組を複数回実施している場合、1校と数える。

(注3) いじめの実態把握のためだけに行ったものでなくてもよい。

(注4) 高等学校の全定併置校や通信制併設校等においては、全日制、定時制、通信制それぞれ1校として別々に計上すること。

(注5) 「(1) アンケート調査の実施 ①実施頻度」について、学年によってアンケート調査の実施回数異なる等、学校内の実施頻度が異なる場合は、特定の児童生徒だけに複数回実施するなどの学校として日常的な実態把握とはいえない場合を除いて、回数の多い方で数える。

(注6) 「(1) アンケート調査の実施 ②調査方法」については、年間に複数回アンケートを実施する場合においては、複数選択を可とする。また、「記名・無記名の選択式」とは、記名とするか無記名とするかをアンケート記入者が選択できる方法を指す。

(注7) 「(1) アンケート調査の実施 ③回答方法」については、年間に複数回アンケートを実施する場合においては、複数回答を可とする。

(1) いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」について

調査票上、「いじめ防止対策推進法」を「法」と記載する。

(注1) 本項目は、法第28条第1項において、学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処するために調査を行うものと規定されているため、当該調査の実施状況を把握するものである。
当該項目には、令和5年度間に発生した（当該地方公共団体の長（文部科学大臣）への報告を行った）「重大事態」の状況について記入すること（令和5年度間に発生した「重大事態」のうち、調査が終了したものだけでなく、調査が継続しているものも計上すること。）。

(注2) 法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、同項第2号に規定する「重大事態」は「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」である。
いじめ「に限り」とあること、また「疑いがあると認めるとき」とあることから、「いじめ」と「当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた」こと又は「当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている」こととの間に因果関係が存在する可能性があれば、重大事態が発生したものと扱うこと。

(注3) 「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定、平成29年3月14日改定）で示されているように、児童生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申立てがあったものについても、重大事態の発生件数とする。

(注4) 「重大な被害の態様」については、最も重大と考えられるものを一つ選択して回答する。

(注5) 「調査状況」については、令和5年度中に発生した「重大事態」のうち、調査主体が決定する前に令和6年度になったものは、「調査中の件数」とすること。

(注6) 1件の「重大事態」が、法第28条第1項第1号及び同第2号の両方に該当する場合は、それぞれの項目に記入すること。

(注7) 「〔3〕法第28条第1項に規定する「重大事態」の調査主体」について、令和5年度中に発生した「重大事態」のうち、調査主体が決定する前に令和6年度になったものは、「〔3〕法第28条第1項に規定する「重大事態」の調査主体」は、「重大事態の発生件数のうち、調査主体を検討中の件数」とすること。

(注8) 「調査を行うための組織が第三者のみで構成されている件数」の「第三者」とは、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者をいう。したがって、この件数には、学校や教育委員会等の職員が構成員となっているものは含まれない。

(1) いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」について

調査票上、「いじめ防止対策推進法」を「法」と記載する。

区分	〔4〕重大な被害を把握する以前のいじめの対応状況 (件)										〔5〕法第28条第1項に規定する「重大事態」のうち、同法第30条第2項及び同法第31条第2項に規定する調査の結果について調査(再調査)を行った件数(件)		
	※(注9)参照												
	いじめとして認知していた				いじめとして認知していなかった						地方公共団体の長等において調査の結果について調査(再調査)を行った件数		
	いじめの解消に向けて取組中だった		いじめは解消したと判断していた		いじめに該当し得るトラブル等の情報があった		いじめに該当し得るトラブル等の情報がなかった						
	うち、法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の件数	うち、法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の件数	うち、法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の件数	うち、法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の件数	うち、法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の件数	うち、法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の件数	うち、法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の件数	うち、法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の件数	うち、法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の件数	うち、法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の件数	うち、法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の発生件数	うち、法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の発生件数	
小学校											0		
中学校													
高等学校													
特別支援学校													

(注9) 「〔4〕重大な被害を把握する以前のいじめの対応状況」は、「〔2〕法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数」に計上した「重大事態」について、重大な被害が生じた疑いがあると把握する以前に、学校がいじめとして認知していたかどうか、該当する状況の一つ選択して回答する。「重大事態」調査を実施することを決めた時点や「重大事態」調査を開始した時点でいじめとして認知していた場合も、重大な被害が生じた疑いがあると把握する以前にいじめとして認知していなかった場合には、「いじめとして認知していなかった」に計上すること。

なお、いじめとして認知した年度が、「重大事態」調査を実施した年度とは異なる場合であっても、重大な被害が生じた疑いがあると把握する以前にいじめとして認知していた場合には「いじめとして認知していた」に計上すること。

(注10) 「〔5〕法第28条第1項に規定する「重大事態」のうち、同法第30条第2項及び同法第31条第2項に規定する調査の結果について調査(再調査)を行った件数」については、「令和5年度に再調査したもの」を計上する。なお、令和5年度末において調査中のものも含める。(再調査の性格上、重大事態として計上された年度にかかわらず、再調査が行われた年度で計上する。)

1. 暴力行為の発生学校数、発生件数等

		(校)	(校)	(件)	(人)	(人)
区分		(1) 学校総数	(2) 発生学校数	(3) 発生件数	(4) 加害児童生徒数	(5) (4) のうち、 2回以上の暴力行為を 行った児童生徒の人数
小学校	合計	1	1	1	1	0
	①対教師暴力		0	0		
	②生徒間暴力		1	1	1	
	③対人暴力		0	0		
	④器物損壊		0	0		
中学校	合計	0	0	0		
	①対教師暴力		0			
	②生徒間暴力		0			
	③対人暴力		0			
	④器物損壊		0			
高等学校	合計	0	0	0		
	①対教師暴力		0			
	②生徒間暴力		0			
	③対人暴力		0			
	④器物損壊		0			

(注1) 「発生件数」の欄は、各区分ごとに延べ数を記入する。

(注2) 「加害児童生徒数」の欄は、各区分ごとに実人数を記入する。

(例) 1人の加害児童生徒が対教師暴力を1回、生徒間暴力を2回起こした場合、以下のとおりとなる。

(3) 発生件数 「合計」：3回(自動算出)、「①対教師暴力」：1回、「②生徒間暴力」：2回

(4) 加害児童生徒数 「合計」：1人(手入力)、「①対教師暴力」：1人、「②生徒間暴力」：1人

(注3) 「生徒間暴力」について、加害・被害の別が判明しない児童生徒がいる場合には、加害児童生徒数に含めること。

(注4) 在籍児童生徒が起こしたものであることは明らかであるが、加害児童生徒を特定できない場合についても計上すること。この場合、発生件数1件、加害児童生徒数0人となる。

2. 学年別加害児童生徒数

		(人)					
区分		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
小学校							1
中学校							0
高等学校							0

(注1) 実人数を記入すること。各学校種の「合計」の人数は「1. 暴力行為の発生学校数、発生件数等」の「(4) 加害児童生徒数」のうち、各学校種の「合計」欄の人数と一致するようにすること。

(注2) 高等学校定時制課程等の4年生以上は、4年生として扱うこと。単位制については、入学年度を1年次として、1年次、2年次、3年次、4年次以上をそれぞれ1年生、2年生、3年生、4年生として扱うこと。

3. 加害児童生徒への特別な対応

(件)

区 分		(1) 小学校	(2) 中学校	(3) 高等学校
①スクールカウンセラー等の相談員がカウンセリングを行った。				
②校長、教頭が指導した。		1		
③別室で授業等を行った。 ※(注4)参照				
④年度途中に学級替えをした。				
①～④計		1	0	0
退学・転学	⑤懲戒処分としての退学 ※(注5)参照			
	⑥その他 ※(注5)参照			
⑦停学 ※(注6)参照				
⑧出席停止 ※(注7)参照		A	B	
⑨自宅学習・自宅謹慎				
⑩訓告 ※(注8)参照				
⑤～⑩計		0	0	0
⑪保護者への報告		1		
⑫被害児童生徒等やその保護者に対する謝罪の指導				
⑬関係機関等との連携	ア 警察等の刑事司法機関等との連携			
	イ 児童相談所等の福祉機関等との連携			
	ウ 首長部局等(イを除く)との連携			
	エ 病院等の医療機関等との連携			
	オ その他の専門的な関係機関との連携	1		
	カ 地域の人材や団体等との連携			
①～⑬計		2	0	0
計		3	0	0

(注1) 複数選択を可とする。

(注2) 個々の暴力行為について、加害児童生徒への対応として実際に行ったもので、該当する項目を発生件数ごとに選択すること。

(注3) 1件の暴力行為で複数の加害児童生徒がいた場合でも、対応として実際に行ったもので該当する項目に、それぞれ「1」を計上すること。

(注4) 「③別室で授業等を行った。」とは、被害児童生徒を守るなどの観点から当該児童生徒とは別の教室等で一時的に授業等を行った場合に計上する。単に事実確認等のために別室で話を聞き、この際に指導した場合は除くこと。

(注5) 「退学・転学」中の「⑤懲戒処分としての退学」とは、校長が学校教育法施行規則第26条に定める懲戒処分としての「退学」であることを明示して行ったものをいう。「⑥その他」とは、勸奨・申出による退学及び転学である。なお、市町村立学校における「⑤懲戒処分としての退学」の「中学校」の区分については、中等教育学校及び学校教育法施行規則第26条第3項の併設型中学校のみが想定されている。

(注6) 「⑦停学」とは、校長が学校教育法施行規則第26条に定める懲戒処分としての「停学」であることを明示して行ったものをいう。

(注7) 「⑧出席停止」とは、学校教育法第35条、第49条又は第49条の8に基づく措置をいう。

(注8) 「⑩訓告」とは、校長が学校教育法施行規則第26条に定める懲戒処分としての「訓告」であることを明示して行ったものをいう。事実上の懲戒として行われる単なる「叱責」等はこれに含まない。

調査Ⅱ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等

記入に当たって

- (1) いじめの定義
- 「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）。（以下「法」という。）第2条第1項）をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。
- (注1) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、法が制定された趣旨を十分踏まえ、行為の対象となった者の立場に立って行うこと。特に、いじめには多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かの判断に当たり、定義のうち「心身の苦痛を感じているもの」との部分が限定して解釈されることのないようにすること（例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。）。
- (注2) 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒が有する何らかの人的関係を指す。
- (注3) 「物理的な影響を与える行為」には、身体的な影響を与える行為のほか、金品をたかったり、物を隠したり、嫌なことを無理矢理させたりすることなども含まれる。
- (注4) 「行為」には、「仲間外れ」や「無視」など、直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えるものも含まれる。
- (注5) けんかやふざけ合い、暴力行為等についても、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- その他、本調査の記入に当たっては、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査 回答にあたっての留意事項」の「いじめの状況」に関する説明を十分に参照すること。
- (2) 「いじめ」の中には当然、暴力行為に該当するものもあり、その場合には、暴力行為の状況の「生徒間暴力」の件数にも計上すること。
- (3) いじめ児童生徒といじめられた児童生徒が異なる学校に在籍する場合、原則として、1、3、4、5、6、7、8（2）のいじめられた児童生徒の状況については、いじめられた児童生徒の在籍する学校が記入し、8（1）のいじめ児童生徒の状況については、いじめ児童生徒が在籍する学校において記入する。2については、警察に相談・通報した学校において記入することとして、学校間で連携を取りつつ記入すること。その際、いじめ児童生徒、いじめられた児童生徒双方が相談・通報した場合については、いじめられた児童生徒の在籍する学校が記入することとする。

1. いじめを認知した学校数、いじめの認知件数

区分	(1) 学校総数	(2) 認知した学校数	(3) 認知していない学校数	(4) 認知件数
小学校	1	1	0	2
中学校	0			
高等学校	0			
特別支援学校	0			

- (注1) 「(2) 認知した学校数」には、令和6年度間において、上記の定義に該当するいじめを1件以上認知した場合、「1」を記入する。複数の学校の児童生徒に係るいじめについては、いじめを受けた児童生徒の在籍する学校ごとにそれぞれ1校と扱う。「(3) 認知していない学校数」には、令和6年度間において、上記の定義に該当するいじめを一切認知しなかった場合、「1」を記入する。高等学校の全定併置校や通信制併設校等においては、全日制、定時制、通信制それぞれ1校として別々に計上すること。
- (注2) 「認知件数」には、令和6年度間において、上記の定義に該当するいじめを受けたことが認知された児童生徒ごとに1件として数える。この際、同一の児童生徒が異なる時期に別の児童生徒からいじめを受けていても1件として扱う。なお、いじめ児童生徒が他校の者である場合や特定できていない場合であっても、認知件数に含めること。高等学校の全定併置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制それぞれの数値を合計したものを記入すること。

2. 警察に相談・通報した件数

区分	いじめの認知件数のうち、警察に相談・通報した件数
小学校	0
中学校	
高等学校	
特別支援学校	

- (注1) 「いじめの認知件数のうち、警察に相談・通報した件数」は、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案や、いじめられている児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような事案等、学校が警察に相談・通報した件数を記入する。その際、「認知件数」1件に対して複数回数通報した場合についても1件と計上する。高等学校の全定併置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制それぞれの数値を合計したものを記入すること。なお、学校関与の下、いじめを受けた児童生徒の保護者等が被害届を提出した場合も件数に含める。

3. いじめの現在の状況

(件)

区分	(1) 解消しているもの (日常的に観察継続中)	(2) 解消に向けて取組中		(3) その他 ※(注3)参照	(4) 計
		いじめを認知してから 3か月以上経過 しているもの	いじめを認知してから 3か月 経過していないもの		
小学校	2				2
中学校					0
高等学校					0
特別支援学校					0

(注1) 「いじめの現在の状況」については、令和7年3月31日現在の状況を学校種ごとに記入すること。なお、卒業をもって直ちに「解消しているもの」と計上することがないよう留意すること。

(注2) 「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- ① いじめに係る行為の解消：被害者に対する心理的又は物理的影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと；いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(注3) いじめの問題による就学校の指定変更、公立から私立、私立から公立などの転学や退学等、(1)、(2)に該当しないものは「(3) その他」に記入すること。

(注4) 各学校種の「(4) 計」の欄の件数は、「1. いじめを認知した学校数、いじめの認知件数」の認知件数とそれぞれ一致するようにすること。

(注5) 高等学校の全定併置校や通信制併置校等は、全日制、定時制、通信制それぞれの数値を合計したものを記入すること。

4. いじめの認知件数の学年別内訳

(件)

区 分		(1) 1年生	(2) 2年生	(3) 3年生	(4) 4年生	(5) 5年生	(6) 6年生	(7) 計
小学校							2	2
中学校								0
高等学校								0
特別支援学校	小学部							0
	中学部							0
	高等部							0

(注1) 高等学校定時制課程等の4年生以上は、4年生として扱うこと。単位制については、入学年度を1年次として、1年次、2年次、3年次、4年次以上をそれぞれ1年生、2年生、3年生、4年生として扱うこと。全定併置校や通信制併置校等は、全日制、定時制、通信制それぞれの数値を合計したものを記入すること。

(注2) 各学校種の「(7) 計」の欄の件数は、「1. いじめを認知した学校数、いじめの認知件数」の認知件数とそれぞれ一致すること。
(特別支援学校においては、小学部・中学部・高等部の合計が、「1. いじめを認知した学校数、いじめの認知件数」の特別支援学校の件数と一致すること。)

5. いじめの発見のきっかけ

(件)

区分		(1) 小学校	(2) 中学校	(3) 高等学校	(4) 特別支援学校
学校の教職員等が発見した。		0	0	0	0
内 訳	学級担任が発見した。				
	学級担任以外の教職員が発見した。 (養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く。)				
	養護教諭が発見した。				
	スクールカウンセラー等の相談員が発見した。				
	アンケート調査など学校の取組により発見した。				
学校の教職員以外からの情報により発見した。		2	0	0	0
内 訳	本人からの訴え				
	当該児童生徒（本人）の保護者からの訴え				
	児童生徒（本人を除く。）からの情報				
	保護者（本人の保護者を除く。）からの情報	2			
	地域の住民からの情報				
	学校以外の関係機関（相談機関を含む。）からの情報				
	その他（匿名による投書など）				
計		2	0	0	0

(注1) 各学校種の「計」の欄の件数は、「1. いじめを認知した学校数、いじめの認知件数」の認知件数とそれぞれ一致するようにすること。

(注2) 「学校の教職員等が発見した。」か「学校の教職員以外からの情報により発見した。」のいずれかを選択し、内訳について該当するものを一つ選択すること。

(注3) 高等学校の全定併置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制それぞれの数値を合計したものを記入すること。

(注4) 同一児童生徒が調査年度間に複数のいじめを受けた場合、当該年度に最初にいじめが認知されたときの発見のきっかけを記入すること。

6. いじめられた児童生徒の相談の状況

(件)

区分	(1) 小学校	(2) 中学校	(3) 高等学校	(4) 特別支援学校
学級担任に相談した。	1			
学級担任以外の教職員に相談した(養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く。)				
養護教諭に相談した。				
スクールカウンセラー等の相談員に相談した。				
学校以外の相談機関に相談した(電話相談やメール等も含む。)				
保護者や家族等に相談した。	1			
友人に相談した。				
その他の人(地域の人など)に相談した。				
誰にも相談していない。				
計	2	0	0	0

(注1) 複数選択を可とする。

(注2) 学校が当該児童生徒に対するいじめを認知した時点において、当該児童生徒が誰に相談しているのか、該当するものを選択すること。

(注3) 高等学校の全定併置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制それぞれの数値を合計したものを記入すること。

7. いじめの態様

(件)

区分	(1) 小学校	(2) 中学校	(3) 高等学校	(4) 特別支援学校
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	2			
仲間はずれ、集団による無視をされる。				
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。				
ひどくぶつかられたりたたかれたり、蹴られたりする。				
金品をたかられる。				
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。				
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。				
パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。				
その他				
計	2	0	0	0

(注1) 複数選択を可とする。

(注2) 1件のいじめであっても、複数の態様に該当する場合には、それぞれの項目に計上すること。

(注3) 高等学校の全定併置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制それぞれの数値を合計したものを記入すること。

8. いじめの対応状況

(1) いじめ児童生徒への特別な対応

(件)

区 分		(1) 小学校	(2) 中学校	(3) 高等学校	(4) 特別支援学校
①スクールカウンセラー等の相談員がカウンセリングを行った。					
②校長、教頭が指導した。		2			
③別室で授業等を行った。 ※(注3)参照					
④年度途中に学級替えをした。					
退学・転学	⑤懲戒処分としての退学 ※(注4)参照				
	⑥その他 ※(注4)参照				
⑦停学 ※(注5)参照					
⑧出席停止 ※(注6)参照		A	B		
⑨自宅学習・自宅謹慎					
⑩訓告 ※(注7)参照					
⑪保護者への報告		2			
⑫いじめられた児童生徒やその保護者に対する謝罪の指導		2			
⑬関係機関等との連携	ア 警察等の刑事司法機関等との連携				
	イ 児童相談所等の福祉機関等との連携				
	ウ 首長部局等（イを除く）との連携				
	エ 病院等の医療機関等との連携				
	オ その他の専門的な関係機関との連携				
	カ 地域の人材や団体等との連携				
計		6	0	0	0

(注1) 複数選択を可とする。

(注2) 個々のいじめについて、いじめ児童生徒への対応として実際に行ったもので、該当する項目を選択すること。

(注3) 「③別室で授業等を行った。」とは、いじめられた児童生徒を守る観点から当該児童生徒とは別の教室等で一時的に授業等を行った場合に計上する。単に事実確認等のために別室で話を聞き、この際に指導した場合は除くこと。

(注4) 「退学・転学」中の「⑤懲戒処分としての退学」とは、校長が学校教育法施行規則第26条に定める懲戒処分としての「退学」であることを明示して行ったものをいう。「⑥その他」とは、勸奨・申出による退学及び転学である。なお、市町村立学校における「⑤懲戒処分としての退学」の「中学校」の区分については、中等教育学校及び学校教育法施行規則第26条第3項の併設型中学校のみが想定されている。公立学校における「特別支援学校」の区分については、高等部のみが想定されている（「⑦停学」及び「⑨自宅学習・自宅謹慎」についても同じ）。

(注5) 「⑦停学」とは、校長が学校教育法施行規則第26条に定める懲戒処分としての「停学」であることを明示して行ったものをいう。

(注6) 「⑧出席停止」とは、学校教育法第35条、第49条又は第49条の8に基づく措置をいう。

(注7) 「⑩訓告」とは、校長が学校教育法施行規則第26条に定める懲戒処分としての「訓告」であることを明示して行ったものをいう。事実上の懲戒として行われる単なる「叱責」等はこれに含まない。

(注8) 高等学校の全定併置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制それぞれの数値を合計したものを記入すること。

(2) いじめられた児童生徒への特別な対応

(件)

区 分		(1) 小学校	(2) 中学校	(3) 高等学校	(4) 特別支援学校
①スクールカウンセラー等の相談員が継続的にカウンセリングを行った。		2			
②別室の提供や常時教職員が付くなどして、心身の安全を確保した。					
③緊急避難として欠席させた。					
④学級担任や他の教職員等が家庭訪問を実施した。					
⑤年度途中に学級替えをした。					
⑥当該いじめについて、教育委員会と連携して対応した。					
⑦児童相談所等の関係機関と連携して対応した。（サポートチームなども含む。）					
⑧関係機関等との連携	ア 警察等の刑事司法機関等との連携				
	イ 首長部局等（⑦を除く）との連携				
	ウ 病院等の医療機関等との連携				
	エ その他の専門的な関係機関との連携				
	オ 地域の人材や団体等との連携				
計		2	0	0	0

(注1) 複数選択を可とする。

(注2) 個々のいじめについて、いじめられた児童生徒への対応として実際に行ったもので、該当する項目を選択すること。

(注3) 高等学校の全定併置校や通信制併置校等は、全日制、定時制、通信制それぞれの数値を合計したものを記入すること。

9. 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組

(校)

区 分	(1) 小学校	(2) 中学校	(3) 高等学校	(4) 特別支援学校
①-1 職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った。	1			
①-2 いじめの問題に関する校内研修会を実施した。 ※(注4)参照				
② 道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。	1			
③ 児童・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした。				
④ スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。				
⑤ 教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。	1			
⑥ 学校・警察連絡員の指定を行った。 ※(注5)参照				
⑦ 学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得るよう努めた。				
⑧ 保護者やPTAなどとともに、いじめの問題について協議する機会を設けた。				
⑨ 地域の人材や団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた。				
⑩ いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力を図った。				
⑪ インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した。				
⑫ 学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。				
⑬ いじめ防止対策推進法第22条に基づく、いじめ防止等の対策のための組織を招集した。 ※(注6)参照	1			
計	4	0	0	0

(注1) 複数選択を可とする。ただし、1校において、同じ区分の取組を複数回実施している場合でも、1校と数える。

(注2) 高等学校の全定併置校や通信制併設校等においては、全日制、定時制、通信制それぞれ1校として別々に計上すること。

(注3) いじめを認知した、認知していないにかかわらず、全ての学校において回答すること。

(注4) 選択肢「①-2 いじめの問題に関する校内研修会を実施した。」における研修会については、いじめの問題に特化して実施した場合も、生徒指導等の研修の中でいじめの問題にも触れて実施した場合も計上すること。

(注5) 警察との日常的な情報共有・相談体制を構築するため、学校・警察双方において、連絡窓口となる担当職員について指定した場合に計上すること。

(注6) 選択肢「⑬ いじめ防止対策推進法第22条に基づく、いじめ防止等の対策のための組織を招集した。」については、いじめ防止対策推進法第22条において、学校に、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため中核となる組織を置くことが義務付けられていることを踏まえ、いじめの未然防止や早期発見・事案対処、学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組等のために、この条文に基づく組織を招集した場合に計上すること。

10. いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童生徒に対し行った具体的な方法について

(校)

区 分			(1) 小学校		(2) 中学校		(3) 高等学校		(4) 特別支援学校	
			いじめを認知した学校 (A)	いじめを認知していない学校 (B)	いじめを認知した学校 (A)	いじめを認知していない学校 (B)	いじめを認知した学校 (A)	いじめを認知していない学校 (B)	いじめを認知した学校 (A)	いじめを認知していない学校 (B)
(1). アンケート調査の実施			1							
① 実施頻度 ※(注5)参照	ア 年1回		1							
	イ 年2～3回									
	ウ 年4回以上									
② 調査方法 ※(注6)参照	ア 記名式									
	イ 無記名式		1							
	ウ 記名・無記名の選択式									
③ 回答方法 ※(注7)参照	ア 学校で記入		1							
	イ 持ち帰って記入									
(2) 個別面談の実施			1							
(3) 「個人ノート」や「生活ノート」といった ような教職員と児童生徒との間で日常的に 行われている日記等										
(4) 家庭訪問										
(5) その他										
(6) 計			2	0	0	0	0	0	0	0

(注1) 「1. いじめを認知した学校数、いじめの認知件数」において、いじめを認知したと回答した学校は(A)に、いじめを認知していないと回答した学校は(B)にそれぞれ記入すること。

(注2) 複数選択を可とする。ただし、1校において、同じ区分の取組を複数回実施している場合、1校と数える。

(注3) いじめの実態把握のためだけに行ったものでなくてもよい。

(注4) 高等学校の全定併置校や通信制併設校等においては、全日制、定時制、通信制それぞれ1校として別々に計上すること。

(注5) 「(1) アンケート調査の実施 ①実施頻度」について、学年によってアンケート調査の実施回数異なる等、学校内の実施頻度が異なる場合は、特定の児童生徒だけに複数回実施するなどの学校として日常の実態把握とはいえない場合を除いて、回数の多い方で数える。

(注6) 「(1) アンケート調査の実施 ②調査方法」については、年間に複数回アンケートを実施する場合においては、複数選択を可とする。また、「記名・無記名の選択式」とは、記名とするか無記名とするかをアンケート記入者が選択できる方法を指す。

(注7) 「(1) アンケート調査の実施 ③回答方法」については、年間に複数回アンケートを実施する場合においては、複数回答を可とする。

11. いじめ防止対策推進法に関して

(1) いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」について

調査票上、「いじめ防止対策推進法」を「法」と記載する。

区 分	〔1〕 発生した学校数(校) 法第28条第1項に規定する「重大事態」が	〔2〕法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数(件)										〔3〕法第28条第1項に規定する「重大事態」の調査主体(件)									
		① うち、法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」について					② うち、法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」について					当該学校が調査主体となった件数		当該学校の設置者(当該学校以外)が調査主体となった件数		調査主体を検討中の件数					
		ア 重大な被害の態様				イ 調査状況		ア 調査状況				うち、法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の発生件数		うち、法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の発生件数		うち、法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の発生件数		うち、法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の発生件数			
		※第1号重大事態の発生件数	(エ) 生命	(イ) 身体	(ウ) 精神	(エ) 金品等	(ア) 調査済みの件数	(イ) 調査中の件数	※第2号重大事態の発生件数	(ア) 調査済みの件数	(イ) 調査中の件数	うち、調査を行うための組織が第三者のみで構成されている件数	うち、調査を行うための組織が第三者のみで構成されている件数	うち、調査を行うための組織が第三者のみで構成されている件数	うち、調査を行うための組織が第三者のみで構成されている件数	うち、調査を行うための組織が第三者のみで構成されている件数	うち、調査を行うための組織が第三者のみで構成されている件数	うち、調査を行うための組織が第三者のみで構成されている件数	うち、調査を行うための組織が第三者のみで構成されている件数		
																				調査の結果	調査の結果
小学校	0																				
中学校																					
高等学校																					
特別支援学校																					

- (注1) 本項目は、法第28条第1項において、学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処するために調査を行うものとして規定されているため、当該調査の実施状況を把握するものである。当該項目には、令和6年度間に発生した(当該地方公共団体の長(文部科学大臣)への報告を行った)「重大事態」の状況について記入すること(令和6年度間で発生した「重大事態」のうち、調査が終了したものでなく、調査が継続しているものも計上すること。)
- (注2) 法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、同項第2号に規定する「重大事態」は「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」である。いじめ「により」とあること、また「疑いがあると認めるとき」とあることから、「いじめ」と「当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた」こと又は「当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている」こととの間に因果関係が存在する可能性があれば、重大事態が発生したものと扱うこと。
- (注3) 「いじめ防止等のための基本的な方針」(平成25年10月11日文部科学大臣決定、平成29年3月14日改定)で示されているように、児童生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申立てがあったものについても、重大事態の発生件数とする。
- (注4) 「重大な被害の態様」については、最も重大と考えられるものを一つ選択して回答する。
- (注5) 「調査状況」について、令和6年度中に発生した「重大事態」のうち、調査主体が決定する前に令和7年度になったものは、「調査中の件数」とすること。
- (注6) 1件の「重大事態」が、法第28条第1項第1号及び同第2号の両方に該当する場合は、それぞれの項目に記入すること。
- (注7) 「〔3〕法第28条第1項に規定する「重大事態」の調査主体」について、令和6年度中に発生した「重大事態」のうち、調査主体が決定する前に令和7年度になったものは、「〔3〕法第28条第1項に規定する「重大事態」の調査主体」は、「重大事態の発生件数のうち、調査主体を検討中の件数」とすること。
- (注8) 「調査を行うための組織が第三者のみで構成されている件数」の「第三者」とは、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者をいう。したがって、この件数には、学校や教育委員会等の職員が構成員となっているものは含まれない。

(1) いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」について

調査票上、「いじめ防止対策推進法」を「法」と記載する。

区 分	〔4〕 重大な被害を把握する以前のいじめの対応状況 (件)										〔5〕 法第28条第1項に規定する「重大事態」のうち、同法第30条第2項及び同法第31条第2項に規定する調査の結果について調査(再調査)を行った件数(件)	
	※(注9)参照										地方公共団体の長等において調査の結果について調査(再調査)を行った件数	
	いじめとして認知していた				いじめとして認知していなかった							
	いじめの解消に向けて取組中だった		いじめは解消したと判断していた		いじめに該当し得るトラブル等の情報があった		いじめに該当し得るトラブル等の情報がなかった					
	うち、法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の件数	うち、法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の件数	うち、法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の件数	うち、法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の件数	うち、法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の件数	うち、法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の件数	うち、法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の件数	うち、法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の件数	うち、法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の発生件数	うち、法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の発生件数		
小学校												
中学校												
高等学校												
特別支援学校												

(注9)

「〔4〕 重大な被害を把握する以前のいじめの対応状況」は、「〔2〕 法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数」に計上した「重大事態」について、重大な被害が生じた疑いがあると把握する以前に、学校がいじめとして認知していたかどうか、該当する状況の一つ選択して回答する。「重大事態」調査を実施することを決めた時点や「重大事態」調査を開始した時点でいじめとして認知していた場合も、重大な被害が生じた疑いがあると把握する以前にいじめとして認知していなかった場合には、「いじめとして認知していなかった」に計上すること。

なお、いじめとして認知した年度が、「重大事態」調査を実施した年度とは異なる場合であっても、重大な被害が生じた疑いがあると把握する以前にいじめとして認知していた場合には「いじめとして認知していた」に計上すること。

(注10)

「〔5〕 法第28条第1項に規定する「重大事態」のうち、同法第30条第2項及び同法第31条第2項に規定する調査の結果について調査(再調査)を行った件数」については、「令和6年度に再調査したもの」を計上する。なお、令和6年度末において調査中のものも含める。(再調査の性格上、重大事態として計上された年度にかかわらず、再調査が行われた年度で計上する。)

1. 暴力行為の発生学校数、発生件数等		(校)	(校)	(件)	(人)	(人)
区分		(1) 学校総数	(2) 発生学校数	(3) 発生件数	(4) 加害児童生徒数	(5) (4)のうち、 2回以上の暴力行為を 行った児童生徒の人数
小学校	合計	1	1	4	2	1
	①対教師暴力		1	1	1	
	②生徒間暴力		1	3 うち、警察に相談・通報した 件数 ※(注5)参照	2	
	③対人暴力		0	0		
	④器物損壊		0	0		
中学校	合計	0	0	0		
	①対教師暴力		0			
	②生徒間暴力		0	うち、警察に相談・通報した 件数 ※(注5)参照		
	③対人暴力		0			
	④器物損壊		0			
高等学校	合計	0	0	0		
	①対教師暴力		0			
	②生徒間暴力		0	うち、警察に相談・通報した 件数 ※(注5)参照		
	③対人暴力		0			
	④器物損壊		0			

(注1) 「発生件数」の欄は、各区分ごとに延べ数を記入する。

(注2) 「加害児童生徒数」の欄は、各区分ごとに実人数を記入する。

(例) 1人の加害児童生徒が対教師暴力を1回、生徒間暴力を2回起こした場合、以下のとおりとなる。

(3) 発生件数 「合計」：3回(自動算出)、「①対教師暴力」：1回、「②生徒間暴力」：2回

(4) 加害児童生徒数 「合計」：1人(手入力)、「①対教師暴力」：1人、「②生徒間暴力」：1人

(注3) 「生徒間暴力」について、加害・被害の別が判明しない児童生徒がいる場合には、加害児童生徒数に含めること。

(注4) 在籍児童生徒が起こしたものであることは明らかであるが、加害児童生徒を特定できない場合についても計上すること。この場合、発生件数1件、加害児童生徒数0人となる。

(注5) 「②生徒間暴力」のうち、「警察に相談・通報した件数」は、学校が警察に相談・通報した件数を記入する。「発生件数」1件に対して複数回数警察に相談・通報した場合についても1件と計上する。
なお、学校関与の下、被害を受けた児童生徒の保護者等が被害届を提出した場合も件数に含める。

2. 学年別加害児童生徒数		(人)						
区分		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
小学校					2			2
中学校								0
高等学校								0

(注1) 実人数を記入すること。各学校種の「合計」の人数は「1. 暴力行為の発生学校数、発生件数等」の「(4) 加害児童生徒数」のうち、各学校種の「合計」欄の人数と一致するようにすること。

(注2) 高等学校定時制課程等の4年生以上は、4年生として扱うこと。単位制については、入学年度を1年次として、1年次、2年次、3年次、4年次以上をそれぞれ1年生、2年生、3年生、4年生として扱うこと。

3. 加害児童生徒への特別な対応

(件)

区 分		(1) 小学校	(2) 中学校	(3) 高等学校
①スクールカウンセラー等の相談員がカウンセリングを行った。		1		
②校長、教頭が指導した。		2		
③別室で授業等を行った。 ※(注4)参照		2		
④年度途中に学級替えをした。		0		
①～④計		5	0	0
退学・転学	⑤懲戒処分としての退学 ※(注5)参照			
	⑥その他 ※(注5)参照	0		
⑦停学 ※(注6)参照				
⑧出席停止 ※(注7)参照		A 0	B	
⑨自宅学習・自宅謹慎				
⑩訓告 ※(注8)参照		0		
⑤～⑩計		0	0	0
⑪保護者への報告		3		
⑫被害児童生徒等やその保護者に対する謝罪の指導		3		
⑬関係機関等との連携	ア 警察等の刑事司法機関等との連携	0		
	イ 児童相談所等の福祉機関等との連携	0		
	ウ 首長部局等(イを除く)との連携	0		
	エ 病院等の医療機関等との連携	0		
	オ その他の専門的な関係機関との連携	0		
	カ 地域の人材や団体等との連携	0		
①～⑬計		6	0	0
計		11	0	0

(注1) 複数選択を可とする。

(注2) 個々の暴力行為について、加害児童生徒への対応として実際に行ったもので、該当する項目を発生件数ごとに選択すること。

(注3) 1件の暴力行為で複数の加害児童生徒がいた場合でも、対応として実際に行ったもので該当する項目に、それぞれ「1」を計上すること。

(注4) 「③別室で授業等を行った。」とは、被害児童生徒を守るなどの観点から当該児童生徒とは別の教室等で一時的に授業等を行った場合に計上する。単に事実確認等のために別室で話を聞き、この際に指導した場合は除くこと。

(注5) 「退学・転学」中の「⑤懲戒処分としての退学」とは、校長が学校教育法施行規則第26条に定める懲戒処分としての「退学」であることを明示して行ったものをいう。「⑥その他」とは、勸奨・申出による退学及び転学である。なお、市町村立学校における「⑤懲戒処分としての退学」の「中学校」の区分については、中等教育学校及び学校教育法施行規則第26条第3項の併設型中学校のみが想定されている。

(注6) 「⑦停学」とは、校長が学校教育法施行規則第26条に定める懲戒処分としての「停学」であることを明示して行ったものをいう。

(注7) 「⑧出席停止」とは、学校教育法第35条、第49条又は第49条の8に基づく措置をいう。

(注8) 「⑩訓告」とは、校長が学校教育法施行規則第26条に定める懲戒処分としての「訓告」であることを明示して行ったものをいう。事実上の懲戒として行われる単なる「叱責」等はこれに含まない。

調査Ⅱ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等

記入に当たって

- (1) いじめの定義
- 「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）。（以下「法」という。）第2条第1項）をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。
- (注1) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、法が制定された趣旨を十分踏まえ、行為の対象となった者の立場に立つて行うこと。特に、いじめには多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かの判断に当たり、定義のうち「心身の苦痛を感じているもの」との部分が限定して解釈されることのないようにすること（例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。）。
- (注2) 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒が有する何らかの人的関係を指す。
- (注3) 「物理的な影響を与える行為」には、身体的な影響を与える行為のほか、金品をたかたり、物を隠したり、嫌なことを無理矢理させたりすることなども含まれる。
- (注4) 「行為」には、「仲間外れ」や「無視」など、直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えるものも含まれる。
- (注5) けんかやふざけ合い、暴力行為等についても、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- その他、本調査の記入に当たっては、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査 回答にあたっての留意事項」の「いじめの状況」に関する説明を十分に参照すること。
- (2) 「いじめ」の中には当然、暴力行為に該当するものもあり、その場合には、暴力行為の状況の「生徒間暴力」の件数にも計上すること。
- (3) いじめる児童生徒といじめられた児童生徒が異なる学校に在籍する場合、原則として、1、3、4、5、6、7、8(2)のいじめられた児童生徒の状況については、いじめられた児童生徒の在籍する学校が記入し、8(1)のいじめる児童生徒の状況については、いじめる児童生徒が在籍する学校において記入する。2については、警察に相談・通報した学校において記入することとして、学校間で連携を取りつつ記入すること。その際、いじめる児童生徒、いじめられた児童生徒双方が相談・通報した場合については、いじめられた児童生徒の在籍する学校が記入することとする。

1. いじめを認知した学校数、いじめの認知件数

		(校)	(校)	(校)	(件)
区分		(1) 学校総数	(2) 認知した学校数	(3) 認知していない学校数	(4) 認知件数
小学校		1	1	0	3
中学校		0			
高等学校		0			
特別支援学校 ※(注3) 参照		0	0	0	0
	小学部	0			
	中学部	0			
	高等部	0			

- (注1) 「(2) 認知した学校数」には、令和7年度間において、上記の定義に該当するいじめを1件以上認知した場合、「1」を記入する。複数の学校の児童生徒に係るいじめについては、いじめを受けた児童生徒の在籍する学校ごとにそれぞれ1校と扱う。「(3) 認知していない学校数」には、令和7年度間において、上記の定義に該当するいじめを一切認知しなかった場合、「1」を記入する。
- 高等学校の全定併置校や通信制併設校等においては、全日制、定時制、通信制それぞれ1校として別々に計上すること。
- (注2) 「(4) 認知件数」には、令和7年度間において、上記の定義に該当するいじめを受けたことが認知された児童生徒ごとに1件として数える。この際、同一の児童生徒が異なる時期に別の児童生徒からいじめを受けていても1件として扱う。なお、いじめる児童生徒が他校の者である場合や特定できていない場合であっても、認知件数に含めること。高等学校の全定併置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制それぞれの数値を合計したものを記入すること。
- (注3) 特別支援学校の各学部においては、学部ごとにそれぞれ1校として計上すること。例えば、小・中学部をもつ特別支援学校において、小・中学部のいずれもいじめを認知した場合、「(2) 認知した学校数」は、特別支援学校「1」、小学部「1」、中学部「1」となる。

2. 警察に相談・通報した件数

		(件)
区分		いじめの認知件数のうち、警察に相談・通報した件数
小学校		0
中学校		
高等学校		
特別支援学校	小学部	
	中学部	
	高等部	

- (注1) 「いじめの認知件数のうち、警察に相談・通報した件数」は、「認知件数」1件に対して複数回数警察に相談・通報した場合についても1件と計上する。
- 高等学校の全定併置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制それぞれの数値を合計したものを記入すること。なお、学校関与の下、いじめを受けた児童生徒の保護者等が被害届を提出した場合も件数に含める。

3. いじめの現在の状況

(件)

区分	(1) 解消しているもの (日常的に観察継続中)	(2) 解消に向けて取組中		(3) その他 ※(注3)参照	(4) 計
		いじめを認知してから 3か月以上経過 しているもの	いじめを認知してから 3か月 経過していないもの		
小学校	1	1	1		3
中学校					0
高等学校					0
特別支援学校	小学部				0
	中学部				0
	高等部				0

(注1) 「いじめの現在の状況」については、令和8年3月31日現在の状況を学校種ごとに記入すること。なお、卒業をもって直ちに「解消しているもの」と計上することがないよう留意すること。

(注2) 「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- ① いじめに係る行為の解消：被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと：いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(注3) いじめの問題による就学校の指定変更、公立から私立、私立から公立などの転学や退学等、(1)、(2)に該当しないものは「(3) その他」に記入すること。

(注4) 「(4) 計」の欄の件数は、「1. いじめを認知した学校数、いじめの認知件数」の認知件数とそれぞれ一致するようにすること。

(注5) 高等学校の全定併置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制それぞれの数値を合計したものを記入すること。

4. いじめの認知件数の学年別内訳

(件)

区 分	(1) 1年生	(2) 2年生	(3) 3年生	(4) 4年生	(5) 5年生	(6) 6年生	(7) 計
小学校				3			3
中学校							0
高等学校							0
特別支援学校	小学部						0
	中学部						0
	高等部						0

(注1) 高等学校定時制課程等の4年生以上は、4年生として扱うこと。単位制については、入学年度を1年次として、1年次、2年次、3年次、4年次以上をそれぞれ1年生、2年生、3年生、4年生として扱うこと。全定併置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制それぞれの数値を合計したものを記入すること。

(注2) 「(7) 計」の欄の件数は、「1. いじめを認知した学校数、いじめの認知件数」の認知件数とそれぞれ一致すること。

5. いじめの発見のきっかけ

(件)

区分		(1) 小学校	(2) 中学校	(3) 高等学校	(4) 特別支援学校		
					小学部	中学部	高等部
学校の教職員等が発見した。		2	0	0	0	0	0
内 訳	学級担任が発見した。	2					
	学級担任以外の教職員が発見した。 (養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く。)						
	養護教諭が発見した。						
	スクールカウンセラー等の相談員が発見した。						
	アンケート調査など学校の取組により発見した。						
学校の教職員以外からの情報により発見した。		1	0	0	0	0	0
内 訳	本人からの訴え						
	当該児童生徒（本人）の保護者からの訴え	1					
	児童生徒（本人を除く。）からの情報						
	保護者（本人の保護者を除く。）からの情報						
	地域の住民からの情報						
	学校以外の関係機関（相談機関を含む。）からの情報						
その他（匿名による投書など）							
計		3	0	0	0	0	0

(注1) 「計」の欄の件数は、「1. いじめを認知した学校数、いじめの認知件数」の認知件数とそれぞれ一致するようにすること。

(注2) 「学校の教職員等が発見した。」か「学校の教職員以外からの情報により発見した。」のいずれかを選択し、内訳について該当するものを一つ選択すること。

(注3) 高等学校の全定併置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制それぞれの数値を合計したものを記入すること。

(注4) 同一児童生徒が調査年度間に複数のいじめを受けた場合、当該年度に最初にいじめが認知されたときの発見のきっかけを記入すること。

6. いじめられた児童生徒の相談の状況

(件)

区分	(1) 小学校	(2) 中学校	(3) 高等学校	(4) 特別支援学校		
				小学部	中学部	高等部
学級担任に相談した。	2					
学級担任以外の教職員に相談した（養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く。）。						
養護教諭に相談した。						
スクールカウンセラー等の相談員に相談した。						
学校以外の相談機関に相談した（電話相談やメール等も含む。）。						
保護者や家族等に相談した。	2					
友人に相談した。	2					
その他の人（地域の人など）に相談した。						
誰にも相談していない。						
計	6	0	0	0	0	0

(注1) 複数選択を可とする。

(注2) 学校が当該児童生徒に対するいじめを認知した時点において、当該児童生徒が誰に相談しているのか、該当するものを選択すること。

(注3) 高等学校の全定併置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制それぞれの数値を合計したものを記入すること。

7. いじめの態様

(件)

区分	(1) 小学校	(2) 中学校	(3) 高等学校	(4) 特別支援学校		
				小学部	中学部	高等部
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	1					
仲間はずれ、集団による無視をされる。						
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	2					
ひどくぶつかられたりたたかれたり、蹴られたりする。	1					
金品をたかられる。						
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	1					
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。						
パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。						
卑わいなことを言われたり、身体を触られたり、性的な動画・画像を撮影・送信されたりするなど、性的な嫌がらせや性的な行為をされる。						
その他						
計	5	0	0	0	0	0

(注1) 複数選択を可とする。

(注2) 1件のいじめであっても、複数の態様に該当する場合には、それぞれの項目に計上すること。

(注3) 高等学校の全定併置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制それぞれの数値を合計したものを記入すること。

8. いじめの対応状況

(1) いじめた児童生徒への特別な対応

(件)

区 分		(1) 小学校	(2) 中学校	(3) 高等学校	(4) 特別支援学校		
					小学部	中学部	高等部
①スクールカウンセラー等の相談員がカウンセリングを行った。		1					
②校長、教頭が指導した。		2					
③別室で授業等を行った。 ※(注3)参照		2					
④年度途中に学級替えをした。							
退学・転学	⑤懲戒処分としての退学 ※(注4)参照						
	⑥その他 ※(注4)参照						
⑦停学 ※(注5)参照							
⑧出席停止 ※(注6)参照		A	B				
⑨自宅学習・自宅謹慎							
⑩訓告 ※(注7)参照							
⑪保護者への報告		3					
⑫いじめられた児童生徒やその保護者に対する謝罪の指導		3					
⑬関係機関等との連携	ア 警察等の刑事司法機関等との連携						
	イ 児童相談所等の福祉機関等との連携						
	ウ 首長部局等(イを除く)との連携						
	エ 病院等の医療機関等との連携						
	オ その他の専門的な関係機関との連携						
	カ 地域の人材や団体等との連携	1					
計		12	0	0	0	0	0

(注1) 複数選択を可とする。

(注2) 個々のいじめについて、いじめた児童生徒への対応として実際に行ったもので、該当する項目を選択すること。

(注3) 「③別室で授業等を行った。」とは、いじめられた児童生徒を守る観点から当該児童生徒とは別の教室等で一時的に授業等を行った場合に計上する。単に事実確認等のために別室で話を聞き、この際に指導した場合は除くこと。

(注4) 「退学・転学」中の「⑤懲戒処分としての退学」とは、校長が学校教育法施行規則第26条に定める懲戒処分としての「退学」であることを明示して行ったものをいう。「⑥その他」とは、勸奨・申出による退学及び転学である。なお、市町村立学校における「⑤懲戒処分としての退学」の「中学校」の区分については、中等教育学校及び学校教育法施行規則第26条第3項の併設型中学校のみが、特別支援学校における「⑤懲戒処分としての退学」の「小学部」「中学部」の区分については、園立、私立のみが想定されている。

(注5) 「⑦停学」とは、校長が学校教育法施行規則第26条に定める懲戒処分としての「停学」であることを明示して行ったものをいう。

(注6) 「⑧出席停止」とは、学校教育法第35条、第49条又は第49条の8に基づく措置をいう。

(注7) 「⑩訓告」とは、校長が学校教育法施行規則第26条に定める懲戒処分としての「訓告」であることを明示して行ったものをいう。事実上の懲戒として行われる単なる「叱責」等はこれに含めない。

(注8) 高等学校の全定併置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制それぞれの数値を合計したものを記入すること。

(2) いじめられた児童生徒への特別な対応

(件)

区 分		(1) 小学校	(2) 中学校	(3) 高等学校	(4) 特別支援学校		
					小学部	中学部	高等部
①スクールカウンセラー等の相談員が継続的にカウンセリングを行った。							
②別室の提供や常時教職員が付くなどして、心身の安全を確保した。		1					
③緊急避難として欠席させた。							
④学級担任や他の教職員等が家庭訪問を実施した。		1					
⑤年度途中に学級替えをした。							
⑥当該いじめについて、教育委員会と連携して対応した。		2					
⑦児童相談所等の関係機関と連携して対応した。(サポートチームなども含む。)							
⑧関係機関等との連携	ア 警察等の刑事司法機関等との連携						
	イ 首長部局等(⑦を除く)との連携						
	ウ 病院等の医療機関等との連携						
	エ その他の専門的な関係機関との連携						
	オ 地域の人材や団体等との連携						
計		4	0	0	0	0	0

(注1) 複数選択を可とする。

(注2) 個々のいじめについて、いじめられた児童生徒への対応として実際に行ったもので、該当する項目を選択すること。

(注3) 高等学校の全定併置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制それぞれの数値を合計したものを記入すること。

9. 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組

(校)

区 分	(1) 小学校	(2) 中学校	(3) 高等学校	(4) 特別支援学校
①-1 職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った。	1			
①-2 いじめの問題に関する校内研修会を実施した。※(注4)参照	1			
② 道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。	1			
③ 児童・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした。	1			
④ スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。	1			
⑤ 教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。	1			
⑥ 学校・警察連絡員の指定を行った。※(注5)参照	1			
⑦ 学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得よう努めた。	1			
⑧ 保護者やPTAなどとともに、いじめの問題について協議する機会を設けた。	1			
⑨ 地域の人材や団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた。	1			
⑩ いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力を図った。				
⑪ インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した。	1			
⑫ 学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。	1			
⑬ いじめ防止対策推進法第22条に基づく、いじめ防止等の対策のための組織を招集した。※(注6)参照	1			
計	13	0	0	0

(注1) 複数選択を可とする。ただし、1校において、同じ区分の取組を複数回実施している場合でも、1校と数える。

(注2) 高等学校の全定併置校や通信制併設校等においては、全日制、定時制、通信制それぞれ1校として別々に計上すること。

(注3) いじめを認知した、認知していないにかかわらず、全ての学校において回答すること。

(注4) 選択肢「①-2 いじめの問題に関する校内研修会を実施した。」における研修会については、いじめの問題に特化して実施した場合も、生徒指導等の研修の中でいじめの問題にも触れて実施した場合も計上すること。

(注5) 警察との日常的な情報共有・相談体制を構築するため、学校・警察双方において、連絡窓口となる担当職員について指定した場合に計上すること。

(注6) 選択肢「⑬ いじめ防止対策推進法第22条に基づく、いじめ防止等の対策のための組織を招集した。」については、いじめ防止対策推進法第22条において、学校に、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため中核となる組織を置くことが義務付けられていることを踏まえ、いじめの未然防止や早期発見・事案対処、学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組等のために、この条文に基づく組織を招集した場合に計上すること。

10. いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童生徒に対し行った具体的な方法について

(校)

区 分	(1) 小学校		(2) 中学校		(3) 高等学校		(4) 特別支援学校					
							小学部		中学部		高等部	
							いじめを認知した学部(A)	いじめを認知していない学部(B)	いじめを認知した学部(A)	いじめを認知していない学部(B)	いじめを認知した学部(A)	いじめを認知していない学部(B)
(1) アンケート調査の実施												
① 実施頻度 ※(注5)参照	ア 年1回											
	イ 年2～3回	1										
	ウ 年4回以上											
② 調査方法 ※(注6)参照	ア 記名式											
	イ 無記名式											
	ウ 記名・無記名の選択式	1										
③ 回答方法 ※(注7)参照	ア 学校で記入	1										
	イ 持ち帰って記入											
(2) 個別面談の実施												
(3) 「個人ノート」や「生活ノート」といった ような教職員と児童生徒との間で日常的に 行われている日記等												
(4) 家庭訪問												
(5) その他												
(6) 計	4		0		0		0	0	0	0	0	0

(注1) 「1. いじめを認知した学校数、いじめの認知件数」において、いじめを認知したと回答した学校(特別支援学校においては「学部」)は(A)に、いじめを認知していないと回答した学校(特別支援学校においては「学部」)は(B)にそれぞれ記入すること。

(注2) 複数選択を可とする。ただし、1校において、同じ区分の取組を複数回実施している場合、1校と数える。

(注3) いじめの実態把握のためだけに行ったものでなくてもよい。

(注4) 高等学校の全定併置校や通信制併設校等においては、全日制、定時制、通信制それぞれ1校として別々に計上すること。

(注5) 「(1) アンケート調査の実施 ①実施頻度」について、学年によってアンケート調査の実施回数が異なる等、学校内の実施頻度が異なる場合は、特定の児童生徒だけに複数回実施するなどの学校として日常的な実態把握とはいえない場合を除いて、回数の多い方で数える。

(注6) 「(1) アンケート調査の実施 ②調査方法」については、年間に複数回アンケートを実施する場合においては、複数選択を可とする。また、「記名・無記名の選択式」とは、記名とするか無記名とするかをアンケート記入者が選択できる方法を指す。

(注7) 「(1) アンケート調査の実施 ③回答方法」については、年間に複数回アンケートを実施する場合においては、複数回答を可とする。

(1) いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」について

調査要上、「いじめ防止対策推進法」を「法」と記載する。

[illegible]

(注1) 本項目は、法第28条第1項において、学校の設置者又はその設置する学校は、重大事象に対処するために調査を行うものとすると規定されているため、当該調査の実施状況を把握するものである。

当該項目には、令和7年度間に発生した（当該地方公共団体の長（文部科学大臣）への報告を行った）「重大事案」の状況について記入すること（令和7年度間に発生した「重大事案」のうち、調査が終了したものでなく、調査が継続しているものも計上すること。）。また、特別支援学校における「〔1〕法第28条第1項に規定する「重大事案」が発生した学校等（注）1）については、本部ごとにそれぞれ一度として計上すること。同注は、小・中学校をもつ特別支援学校において、小・中学校のいずれにも重大事案が発生した場合、特別支援学校「1」、小学部「1」、中学部「1」とする。

(注2) 法第2条第1項第1号に規定する「重大事象」は、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、同項第2号に規定する「重大事象」は「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある」とあること、また「疑いがあると認めるとき」とあることから、「いじめ」と「当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた」こと又は「当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席すること」を余儀なくされていることとの間に因果関係が存在する可能性があれば、重大事象が発生したものと扱うこと。

(注3) 「いじめ防止等のための基本的な方針」(平成25年10月11日文科科学大臣決定、平成29年3月14日改定)で示されているように、児童生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申立てがあったものについても、重大事態の発生件数とする。

(注4) 「重大な被害の態様」については、最も重大と考えられるものを一つ選択して回答する。

(注5) 「調査状況」について、令和7年度中に発生した「重大事象」のうち、調査主体が決定する前に令和8年度になったものは、「調査中の件数」とすること。

(注6) 1件の「重大事態」が、法第28条第1項第1号及び同第2号の両方に該当する場合は、それぞれの項目に記入すること。

(注7) 「〔3〕法第28条第1項に規定する「重大事態」の調査主体について、令和7年度中に発生した「重大事態」のうち、調査主体が決定する前に令和6年度になったものは、「〔3〕法第28条第1項に規定する「重大事態」の調査主体は、「重大事態の発生件数のうち、調査主体が決定する前に令和6年度になったものは、

(注8) 「調査を行うための組織が第三者のみで構成されている件数」の「第三者」とは、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者をいう。したがって、この件数には、学校や教育委員会等の職員が構成員となっているものは含まれない。

区 分		〔4〕重大な被害を把握する以前のいじめの対応状況 (件) ※(注9)参照										〔5〕法第28条第1項に規定する「重大事態」のうち、同法第30条第2項及び同法第31条第2項に規定する調査の結果について調査(再調査)を行った件数(件)			
		いじめとして認知していた					いじめとして認知していなかった					地方公共団体の長等において調査の結果について調査(再調査)を行った件数			
		いじめの解消に向けて取組中だった		いじめは解消したと判断していた		いじめに該当し得るトラブル等の情報があった		いじめに該当し得るトラブル等の情報がなかった							
		うち、法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の件数	うち、法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の件数	うち、法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の件数	うち、法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の件数	うち、法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の件数	うち、法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の件数	うち、法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の件数	うち、法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の件数	うち、法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の発生件数	うち、法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の発生件数				
小学校															
中学校															
高等学校															
特別支援学校	小学部														
	中学部														
	高等部														

(注9) 「〔4〕重大な被害を把握する以前のいじめの対応状況」は、「〔2〕法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数」に計上した「重大事態」について、重大な被害が生じた疑いがあると把握する以前に、学校がいじめとして認知していたかどうか、該当する状況の一つ選択して回答する。「重大事態」調査を実施することを決めた時点や「重大事態」調査を開始した時点でいじめとして認知していた場合も、重大な被害が生じた疑いがあると把握する以前にいじめとして認知していなかった場合には、「いじめとして認知していなかった」に計上すること。
なお、いじめとして認知した年度が、「重大事態」調査を実施した年度とは異なる場合であっても、重大な被害が生じた疑いがあると把握する以前にいじめとして認知していた場合には「いじめとして認知していた」に計上すること。

(注10) 「〔5〕法第28条第1項に規定する「重大事態」のうち、同法第30条第2項及び同法第31条第2項に規定する調査の結果について調査(再調査)を行った件数」については、「令和7年度に再調査したもの」を計上する。なお、令和7年度末において調査中のものも含める。(再調査の性格上、重大事態として計上された年度にかかわらず、再調査が行われた年度で計上する。)